

坂東市第3期障害福祉計画

平成24年3月

坂東市第3期障害福祉計画 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 障害者（児）施策の動向	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 計画の基本理念	5
2. 自立支援システムの全体像	6
第3章 障害者（児）を取り巻く環境	7
1. 地域の概況	7
2. 人口・世帯構造の推移	8
1) 人口・世帯数の推移	8
2) 年齢構成の動向	9
3. 障害者（児）の状況	10
1) 障害者手帳の交付状況などから見る障害者（児）数の推移	10
2) 身体障害者（児）の状況	11
3) 知的障害者（児）の状況	13
4) 精神障害者（児）の状況	15
5) 自立支援医療制度（育成・更生・精神通院）受給者の状況	16
6) 小児慢性特定疾患医療制度受給者の状況	18
7) 特定疾患医療制度受給者の状況	19
8) 重症心身障害者への医療費助成（マル福：茨城県）状況	20
9) 年金・手当・共済制度受給者の状況	21
10) 障害のある子どもの教育・育成の状況	23
第4章 数値目標（平成26年度の数値目標）	25
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	25
2. 退院可能な精神障害者の地域生活への移行	25
3. 福祉施設利用者の一般就労への移行	26
4. 就労移行支援事業の利用者数	26
5. 就労継続支援（A型）事業の利用者数	27
第5章 障害福祉サービスなどの見込量	28
1. 訪問系サービス	28
2. 日中活動系サービス	32
3. 居住系サービス	45
4. 指定相談支援	48
5. 児童福祉法に基づくサービス（障害児通所支援サービス）	51

第 6 章 地域生活支援事業の見込量	52
1. 相談支援事業（必須事業）	52
2. コミュニケーション支援事業（必須事業）	54
3. 日常生活用具給付事業（必須事業）	55
4. 移動支援事業（必須事業）	56
5. 地域活動支援センター事業（必須事業）	57
6. その他の事業（任意事業）	59
1) 日中一時支援事業	59
2) 訪問入浴サービス事業	59
3) スポーツ・レクリエーション教室開催などの事業	60
4) 芸術・文化講座開催などの事業	61
5) 奉仕員養成研修事業	61
6) 自動車運転免許取得・改造費助成事業	62
第 7 章 計画の推進	63
1. 計画の推進体制	63
2. 計画の進行管理	64
3. 行政と市民の協働のしくみ	65
資料編	66
資料 1 坂東市障害福祉計画策定委員会要綱	66
資料 2 坂東市障害福祉計画策定委員名簿	67
資料 3 坂東市障害福祉計画策定経過	68
資料 4 第 3 期計画におけるサービス量見込量一覧	69
資料 5 アンケート調査結果概要	71

【障害の「害」の表記について】

障害の「害」という漢字の表記がマイナスのイメージにつながることから、「害」の表記は好ましくないとして、近年一部ひらがなを使う場合も見られるようになってきました。

現在、坂東市でも、一部で「障がい」とひらがなの「がい」を使用しているものもあります。また、「碍」の字を使う案も出されています。

このような中、国の障害者制度改革推進本部では、法令などにおける表記の在り方について、「当面は現状維持」との見解を示しました（平成 22 年 11 月 22 日の第 26 回会合にて）。

様々な検討の結果、本計画では「障害」と表記し、今後、関係機関と検討しながら、適切な表記について協議していきたいと思います。

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

坂東市では、平成 18 年度に障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」の両計画を、『坂東市障害者計画及び障害福祉計画』として一体的に策定しました。これまで、障害者の「ノーマライゼーションと完全参加」を基本理念に、福祉、保健、医療、教育、雇用、住まい、まちづくりなど幅広い分野にわたる障害者施策を『障害者計画』に基づき積極的に取り組んできました。

『障害福祉計画』は、障害福祉サービスなどの見込量と数値目標を定めるため、総合的・中長期的な『障害者計画』に比べ実施計画的なものとして位置づけられ、3 年を 1 期として策定することが定められています。このことから、『坂東市障害者計画及び障害福祉計画』では、平成 18 年度から平成 20 年度までの「第 1 期障害福祉計画」として策定しました。また、平成 20 年度に平成 21 年度から平成 23 年度までの「第 2 期障害福祉計画」を策定しました。

そして、「第 2 期障害福祉計画」は、平成 23 年度をもって計画期間が終了を迎えるため、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年を計画期間とした「第 3 期障害福祉計画」を策定するものです。なお、計画期間中（平成 25 年 8 月）に障害者総合福祉法（仮称）が制定された場合、計画見直しとなる可能性があることなどを踏まえ、前計画の理念などは継承し、国や茨城県の指針を踏まえた策定内容とします。

【障害福祉計画の主な内容】

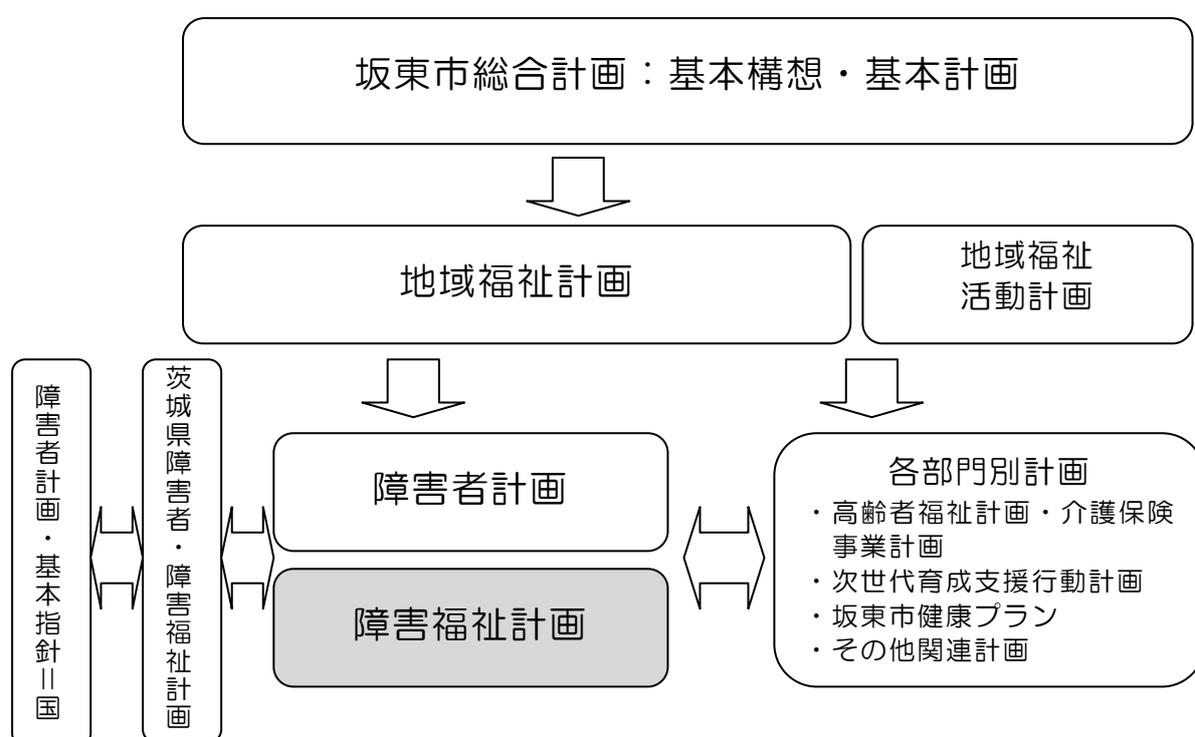
◎障害者自立支援法において、障害福祉計画に盛り込む事項は、主に次の 3 点です。

- ①各年度における障害福祉サービス、相談支援サービスの種類ごとの必要な量の見込
- ②障害福祉サービス、相談支援サービスの種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

障害福祉計画は、障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとして策定するものであり、「サービス見込量（目標量）」の設定が中心的な内容になります。

2. 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画で、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を具体的に定める実施計画的なものです。国の『基本指針』では、平成 26 年（2014 年）度を目標年度とした数値目標を設定するとともに、平成 26 年（2014 年）度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項その他必要な事項を定めるよう規定されています。



【計画の対象者】

◎障害者の定義

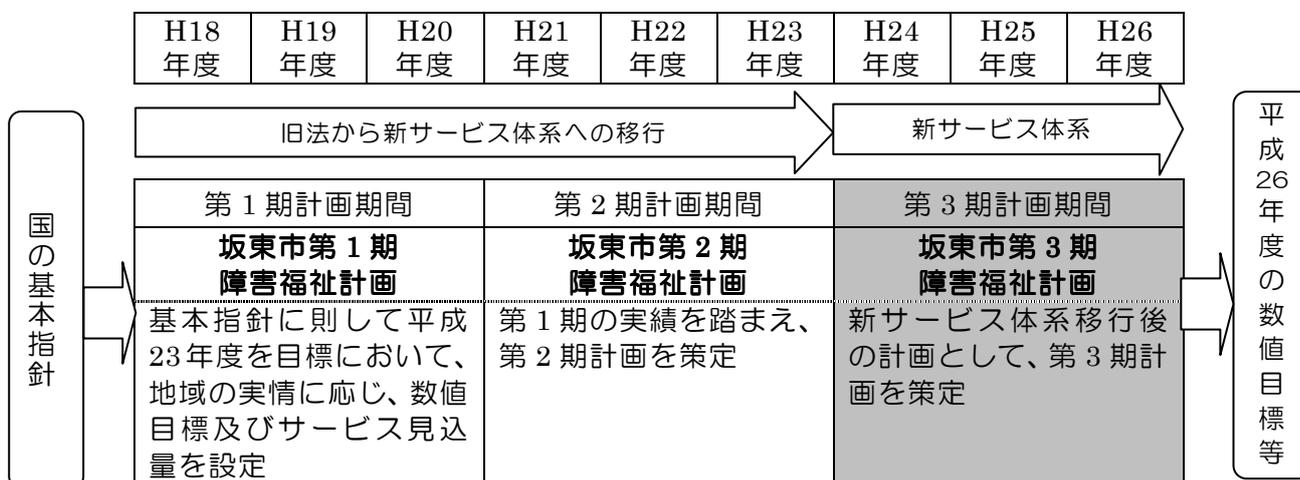
本計画は、平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法第 2 条第 1 項において規定される「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を対象とします。

ただし、具体的事業の対象となる障害者（障害のある人）の範囲は、個別の法令などの規定によりそれぞれ限定されます。

※社会的障壁：障害者基本法第 2 条第 2 項において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

3. 計画の期間

この計画は、旧法施設が新体系の移行期間である平成 23 年度までの実績を踏まえ、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で計画期間とします。



4. 障害者（児）施策の動向

平成 18 年 4 月に障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援するための「障害者自立支援法」が施行され、これまで、身体障害、知的障害、精神障害ごとに分かれていた各種サービスが一元化されるとともに、就労移行支援事業などが創設され、就労支援の抜本的強化が図られました。しかし、サービス利用者の応酬負担制度（サービスの利用量に応じ定率の 1 割を利用者が負担）の導入により、全国的な議論が起きました。その結果、障害者自立支援法は平成 25 年 8 月までに廃止することが決定され、代わりに新たな法律として、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定などが予定されています。

【障害者自立支援法のポイント】

<p>○障害者 3 施策を一元化</p> <ul style="list-style-type: none">・ 3 障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に・ 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ <p>○利用者本位のサービス体系に再編</p> <ul style="list-style-type: none">・ 3種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設・ 規制緩和を進め既存の社会資源を活用 <p>○就労支援の抜本的強化</p> <ul style="list-style-type: none">・ 新たな就労支援事業を創設・ 雇用施策との連携を強化 <p>○支給決定の透明化、明確化</p> <ul style="list-style-type: none">・ 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入・ 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化 <p>○安定的な財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国の費用負担の責任を強化（費用の 1/2 を負担）・ 利用者も応分の費用を負担し、皆で支えるしくみに

また、平成 18 年 4 月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され（平成 21 年 4 月にも一部改正）、障害のある人の就労・雇用対策の強化が図られました。さらに平成 19 年 4 月の「学校教育法」の中に特別支援教育が位置づけられ、全ての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援を充実させることとなりました。

一方、平成 22 年 12 月には、「障害者総合福祉法」（仮称）制定までのつなぎ法案として障害者自立支援法が改正され、応酬負担への変更や発達障害も障害者自立支援法の対象となることが明確化されるなどの改正が行われました。さらに、平成 23 年 6 月に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」、同年 7 月に「障害者基本法の一部を改正する法律案」が成立し、現在、「障害者総合福祉法」（仮称）、「障害者差別禁止法」の制定に向けた検討が進められています。

第2章 計画の基本的な考え方

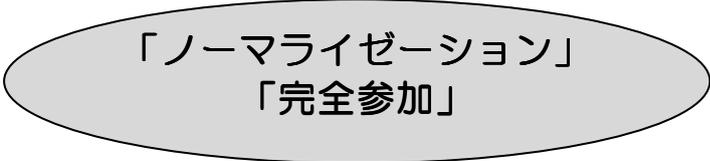
1. 計画の基本理念

坂東市は、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支え合う協働社会を目指しています。これは、障害者が社会の一員として人権を尊重され、地域のあらゆる活動に参加する自由な選択権を持ち、支援を受けるだけでなく地域の中で活躍できる社会、また、地域の一員としての役割を担いながら共に暮らす社会でもあります。

そのため、『坂東市障害者計画及び障害福祉計画』の基本理念である「ノーマライゼーション」と「完全参加」を継承します。

また、本計画は、障害者自立支援法第88条第2項に規定された事項を定め、障害福祉サービスの的確な提供を推進するために策定するものです。そのため、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにしています。

【計画の基本理念】



「ノーマライゼーション」
「完全参加」

【ノーマライゼーション】

障害者が「その人らしく生活する」ためには、障害者が自ら選択し、決定し、行動することが重要であり、そのためには障害者一人一人の人権が尊重される社会の構築に向けた環境整備が必要です。また、障害者の自己実現を図るためには、ノーマライゼーションの理念に基づいた総合的な支援体制や市民の意識改革を図ることが必要です。さらに、障害者が安心した生活を送るためには、交通機関や建築物などのバリアフリー化を進めることも大切ですが、心のバリアフリー化や情報のバリアフリー化などハード・ソフト両面のバリアフリー化が必要です。

【完全参加】

計画の基本理念である「完全参加」を実現していくためには、行政や障害者団体などをはじめとする関係者だけが取り組めば良いというわけではありません。地域に暮らす市民一人一人の理解と協力が最も重要な要素になります。障害のあるなしにかかわらず、全ての市民が相互交流の輪を広げながら、共に地域のまちづくりを担う一員として、力を合わせ、誰も排除されることのないまちづくりを進めることが大切となります。そのため、市民の参加と協働を重要な視点として計画の推進を図ります。

2. 自立支援システムの全体像

障害者自立支援法による障害者への福祉サービスは、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」と「指定相談支援」から成る『指定障害福祉サービス』（全国同一内容サービス）及び『地域生活支援事業』です。

『地域生活支援事業』については、サービス内容・利用料・対象者などを市町村が主体的に、地域の事情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、坂東市の障害福祉施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューを実施しています。

【障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの体系】

指定 障害 福祉 サ ー ビ ス	(1) 訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ）
		②重度訪問介護
		③同行援護
		④行動援護
		⑤重度障害者等包括支援
	(2) 日中活動系サービス	①生活介護
		②自立支援（機能訓練）
		③自立支援（生活訓練）
		④就労移行支援
		⑤就労継続支援（A型）
		⑥就労継続支援（B型）
		⑦療養介護
		⑧短期入所
	(3) 居住系サービス	①共同生活援助（グループホーム）
		②共同生活介護（ケアホーム）
		③施設入所支援
(4) 指定相談支援	①計画相談支援	
	②地域移行支援	
	③地域定着支援	
地域 生活 支 援 事 業	必須事業	①相談支援事業
		②コミュニケーション支援事業
		③日常生活用具給付事業
		④移動支援事業
		⑤地域活動支援センター事業
	任意事業	①日中一時支援事業
		②訪問入浴サービス事業
		③スポーツ・レクリエーション教室開催などの事業
		④芸術・文化講座開催などの事業
		⑤奉仕員養成研修事業
⑥自動車運転免許取得・改造助成事業		

第3章 障害者（児）を取り巻く環境

1. 地域の概況

坂東市は、平成17年3月22日に岩井市と猿島町が合併して誕生した水と緑にまつまれた自然豊かな田園都市です。茨城県の南西部に位置し、東は常総市、西は境町、北は古河市・八千代町と接し、南に利根川を挟んで千葉県野田市と接し、茨城県への玄関口となっています。総面積は123.18km²で、県土の約2%を占めています。区域は東西約12km、南北約20kmです。首都圏50km圏に位置し、全域が首都圏近郊整備地帯に指定されています。中心部は猿島台地と呼ばれる平坦な台地で、田・畑地が広がる中、多くの平地林や白鳥の飛来で有名な菅生沼など、良好な自然が残されています。気候は、太平洋型で、年平均気温は15.0度、年間降雨量は1,293mmと比較的温暖な地域となっています。



茨城県では、「ノーマライゼーション」と「完全参加」をより一層地域で進めるために、保健・医療・福祉が連携を図り障害者福祉サービスの提供を円滑に行う観点から、平成8年度に障害者保健福祉圏域を設定しました。本市は、古河市、五霞町、境町とともに、「古河・坂東障害福祉圏」（古河・坂東保健医療圏）に属しています。

古河・坂東障害福祉圏の人口（平成22年国勢調査）

市町村名	坂東市	古河市	五霞町	境町	古河・坂東圏	茨城県
人口：人	56,114	142,995	9,410	25,714	234,233	2,969,770

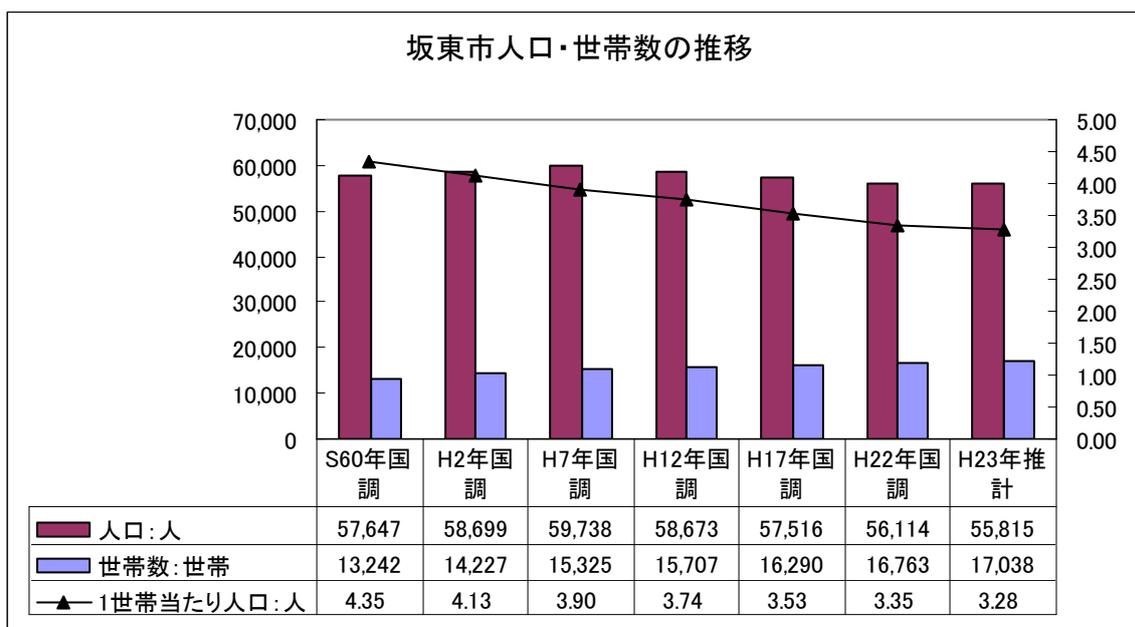
2. 人口・世帯構造の推移

1) 人口・世帯数の推移

坂東市の人口推移（各年10月1日現在：国勢調査及び推計人口）は、昭和60年から平成7年までの10年間で増加となったものの、平成7年以降は緩やかな減少傾向となっています。平成23年の人口は55,815人（男性：28,201人、女性：27,614人）となっています。平成23年の人口を平成7年（59,738人）と比べると、約3,900人（6.6%）の減少となっています。

世帯数については、昭和60年の13,242世帯から、平成7年の15,325世帯、平成22年の16,763世帯、平成23年には17,038世帯へと増加しています（増加率28.7%）。

平成7年以降は、総人口が減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向で推移し、それに伴って1世帯当たりの平均人員は昭和60年の4.35人から、平成7年の3.90人、平成22年の3.35人、平成23年の3.28人へと減少しています。

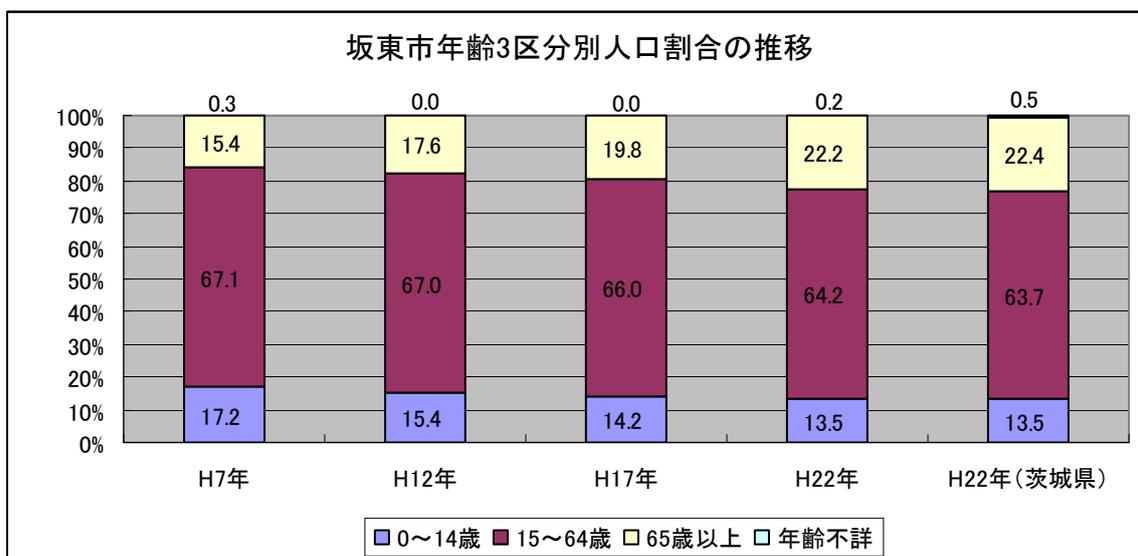
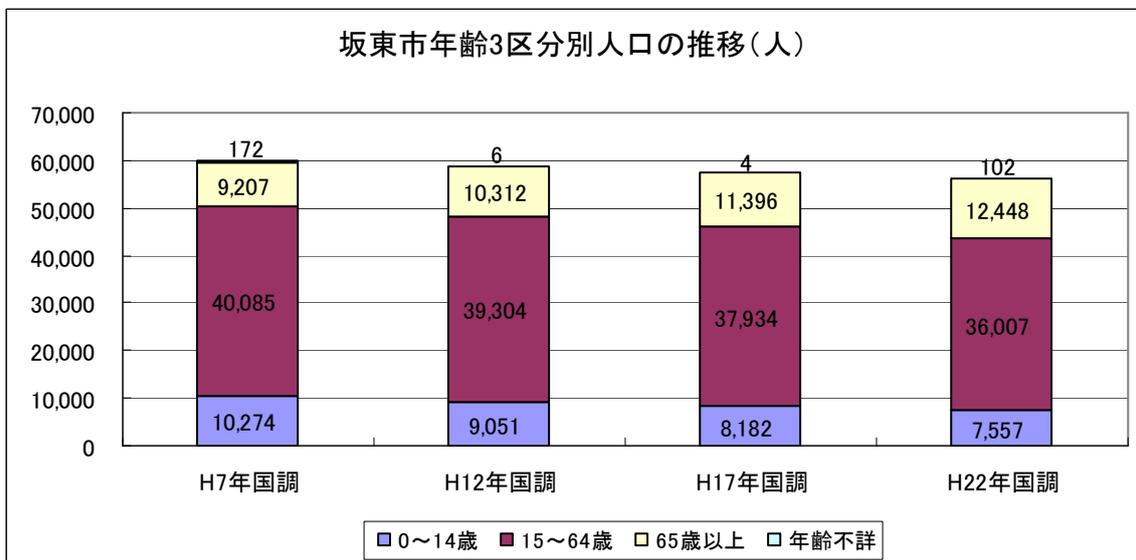


2) 年齢構成の動向

平成 22 年国勢調査による坂東市の年齢 3 区分別人口をみると年少人口（0～14 歳）が 7,557 人（13.5%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 36,007 人（64.2%）、老年人口（65 歳以上）が 12,448 人（22.2%）となっています。

平成7年からの推移では、0歳から14歳及び15歳から64歳人口の減少と65歳以上の高齢者人口の急激な伸びが顕著になっています。0歳から14歳までの人口をみると、平成7年から平成22年までの間では、平成7年の10,274人に対し平成22年には7,557人と26.4%も減少しており、急激な少子化傾向にあることを示しています。

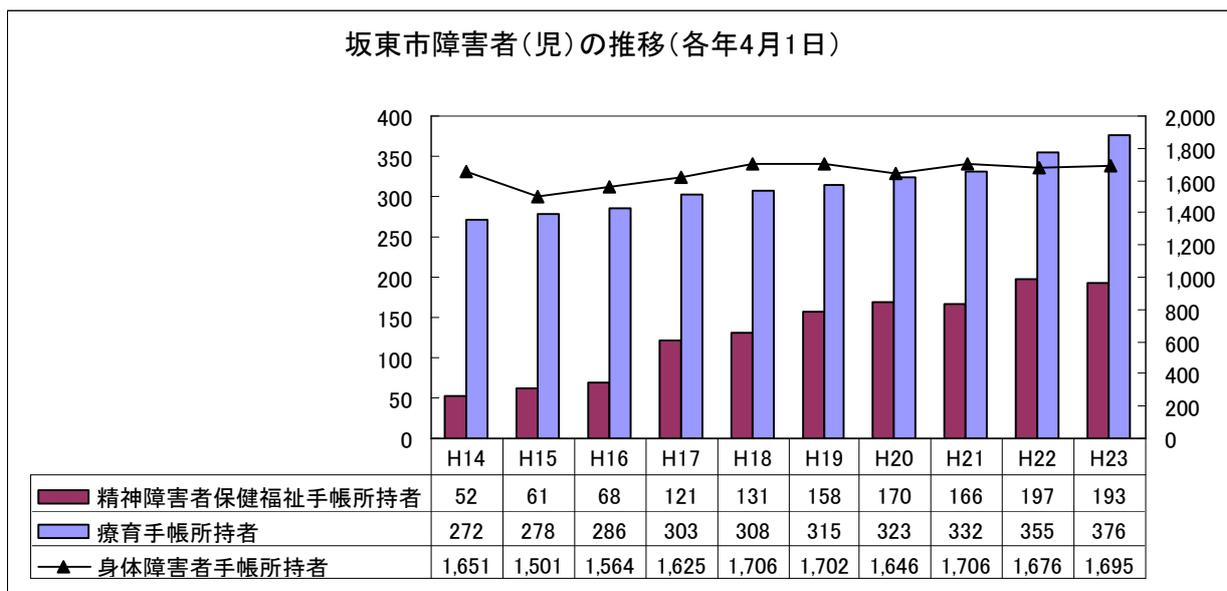
また、15歳から64歳までの生産年齢人口比率も平成7年に67.1%であったものが、平成22年には64.2%と2.9ポイント低くなっています。一方、65歳以上の老年人口比率については、平成7年には15.4%であったものが、平成22年には22.2%と急激に増加し、高齢化が進行しています。



3. 障害者（児）の状況

1) 障害者手帳の交付状況などから見る障害者（児）数の推移

「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数は次の表のとおりとなっており、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増減を繰り返しながらも増加の傾向にあります。療育手帳所持者は年々増加しています。



国・茨城県・坂東市の障害者（児）数

		身体障害者	知的障害者	精神障害者①	精神障害者②
国	障害者数（※）	366.3 万人	54.7 万人	—	325.3 万人
	割合	2.86%	0.43%	—	2.55%
	総人口（平成 17 年国調）	12,776.8 万人			
茨城県	障害者数（平成 23 年 4 月 1 日）	88,485 人	18,044 人	10,409 人	32,012 人
	割合	2.99%	0.61%	0.35%	1.08%
	総人口（平成 23 年 4 月 1 日）	2,961,168 人			
坂東市	障害者数（平成 23 年 4 月 1 日）	1,695 人	376 人	193 人	—
	割合	3.03%	0.67%	0.34%	—
	総人口（平成 23 年 4 月 1 日）	55,964 人			

※国の身体障害者は平成 18 年、知的障害者は平成 17 年、精神障害者は平成 20 年患者調査

※精神障害者①は精神障害者保健福祉手帳、精神障害者②は精神医療受診者数（通院医療費公費負担制度）

【障害者】

- ※「身体障害者」：身体障害者障害程度など級表に掲げる身体上の障害があり、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人です。
- ※「知的障害者」：知的機能の障害がおおむね 18 歳までに現れ、日常生活に支障が生じていて何らかの援助が必要で、療育手帳の交付を受けた人です。
- ※「精神障害者」：精神疾患による障害のために日常生活又は社会生活に制限を受け、福祉施策として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人です。

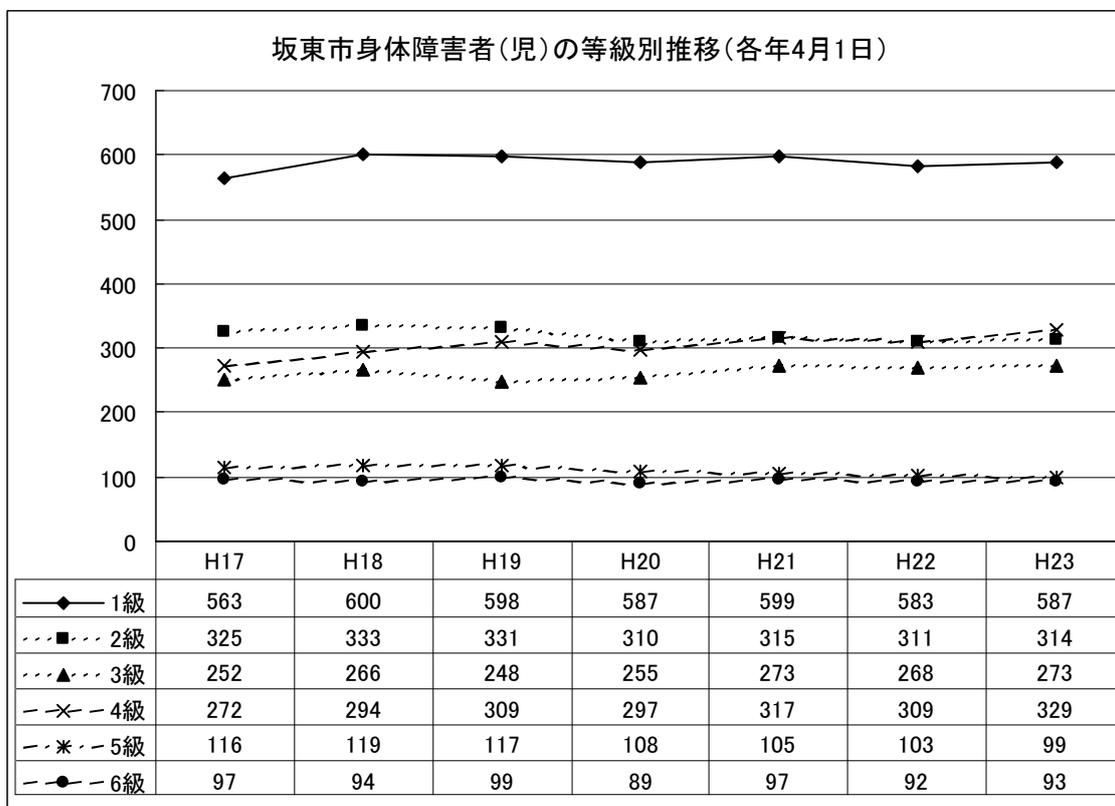
2) 身体障害者（児）の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者は 1,695 人で、市の総人口に占める割合は 3.03%になっています。平成 17 年からの 6 年間の推移は、年により増減を繰り返しています。最も多かったのが平成 18 年の 1,706 人、逆に少なかったのは平成 17 年の 1,625 人となっており、近年では 1,690 人前後で推移しています。

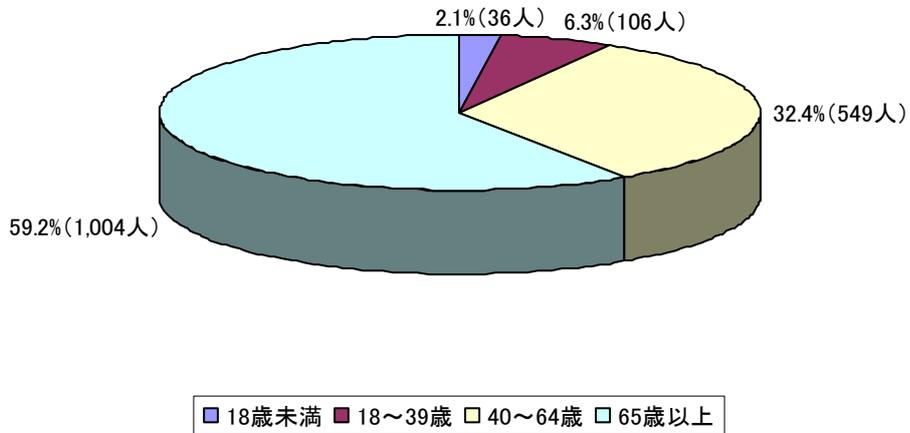
障害の等級別では、「1 級」が 587 人、34.6%を占め最も多く、次いで「4 級」が 329 人、19.4%、「2 級」が 314 人、18.5%、「3 級」が 273 人、16.1%の順になっています。平成 17 年からの 6 年間の推移は、「4 級」が 57 人（21.0%）、「3 級」が 21 人（8.3%）増加しています。

障害者の年齢構成では、「65 歳以上」が 1,004 人と最も多く、全体の 59.2%を占め、次いで「40～64 歳」が 549 人、32.4%を占めており、障害者の「高齢化」が見られます。

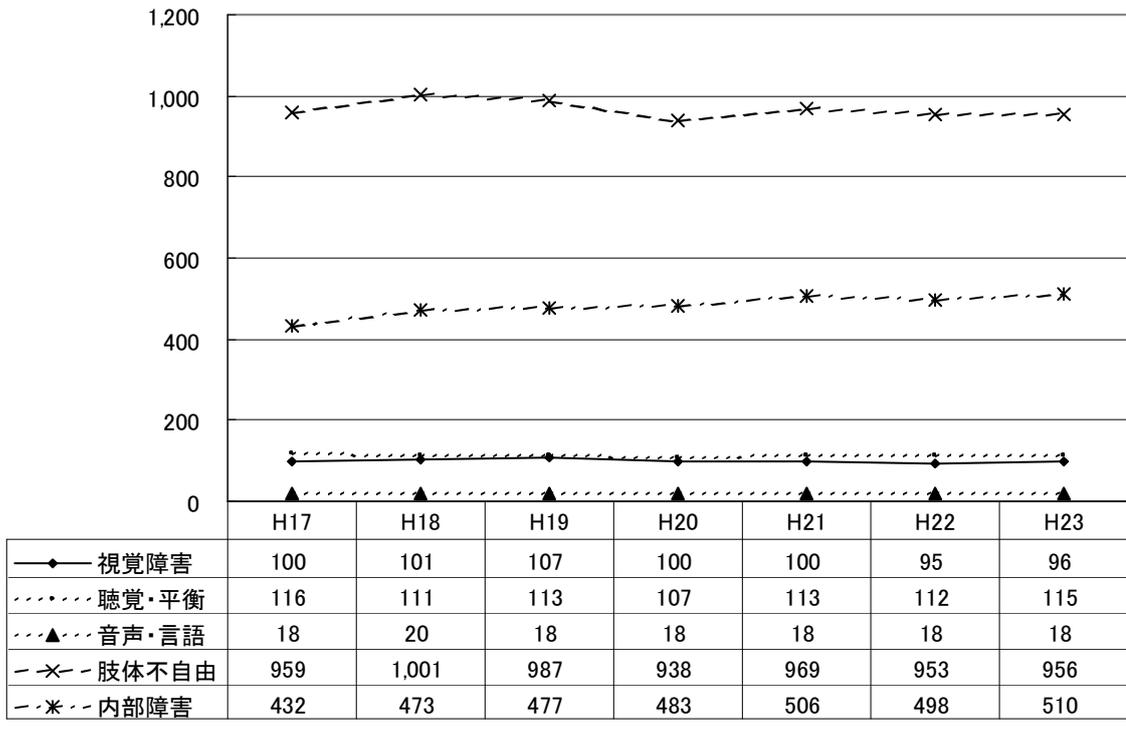
障害種別では、「肢体不自由」が 956 人と最も多く、全体の 56.4%を占め、次いで「内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸機能、小腸、免疫、肝臓）」が 510 人、30.1%、「視覚・平衡機能障害」が 115 人、6.8%、「視覚障害」が 95 人、5.7%、「音声・言語・そしゃく機能障害」が 18 人、1.1%の順になっています。平成 17 年からの 6 年間の推移は、「肢体不自由」、「視覚・平衡機能障害」、「視覚障害」、「音声・言語・そしゃく機能障害」がほぼ横ばい傾向であるのに対し、「内部障害」は平成 17 年の 432 人から 78 人（18.1%）増加しています。



坂東市身体障害者(児)の年齢別状況(平成23年4月1日)



坂東市身体障害者(児)の障害区分別推移(各年4月1日)



坂東市身体障害者手帳所持者の推移(各年:4月1日現在)

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
合計	1,625	1,706	1,702	1,646	1,706	1,676	1,695
対前年比	—	5.0	▲0.2	▲3.3	3.6	▲1.8	1.1
総人口(推計:4.1)	57,690	57,183	57,241	56,987	56,747	56,262	55,964
身体障害者の割合:%	2.82	2.98	2.97	2.87	3.00	2.98	3.03

3) 知的障害者（児）の状況

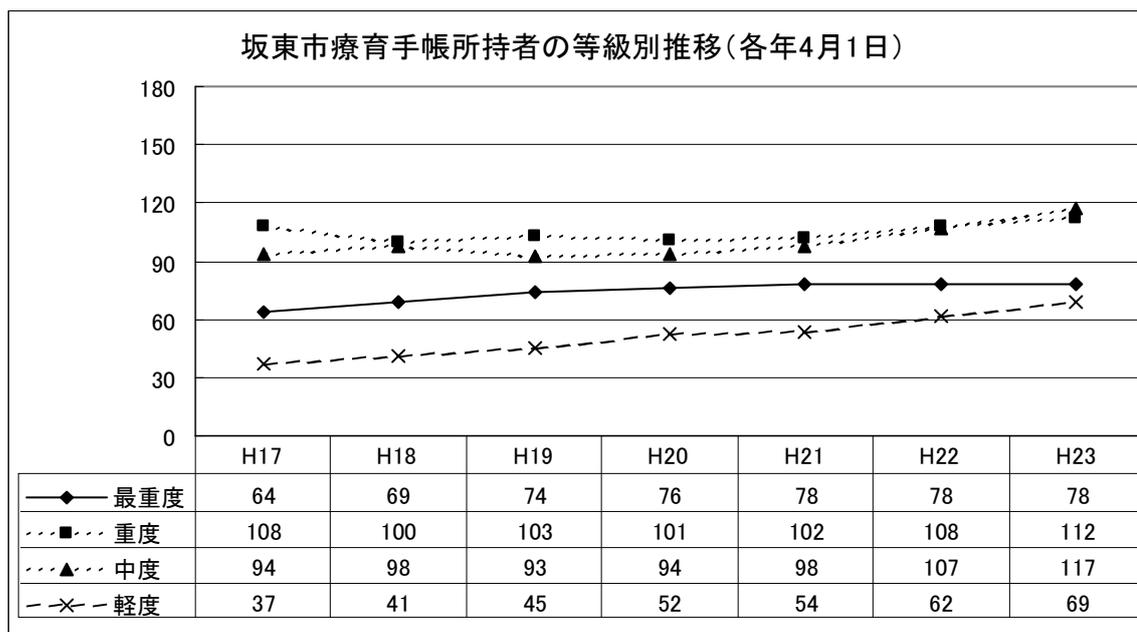
平成 23 年 4 月 1 日現在の療育手帳所持者は 376 人で、市の総人口に占める割合も 0.67%になっています。平成 17 年からの 6 年間の推移は、年々増加傾向を示し、6 年間で 73 人、24.1%増加しています。

障害の等級別では、「中度：B」が 117 人、31.1%を占め最も多く、次いで「重度：A」が 112 人、29.8%、「最重度：㊤」が 78 人、20.7%、「軽度：C」が 69 人、18.4%の順になっています。平成 17 年からの 6 年間の推移は、実数では「軽度：C」が 32 人、「中度：B」が 23 人、「最重度：㊤」が 14 人、「重度：A」が 4 人増加しています。割合では「軽度：C」が 86.5%と最も多く、次いで「最重度：㊤」が 29.9%、「中度：B」が 24.5%、「重度：A」が 3.7%の順になっています。

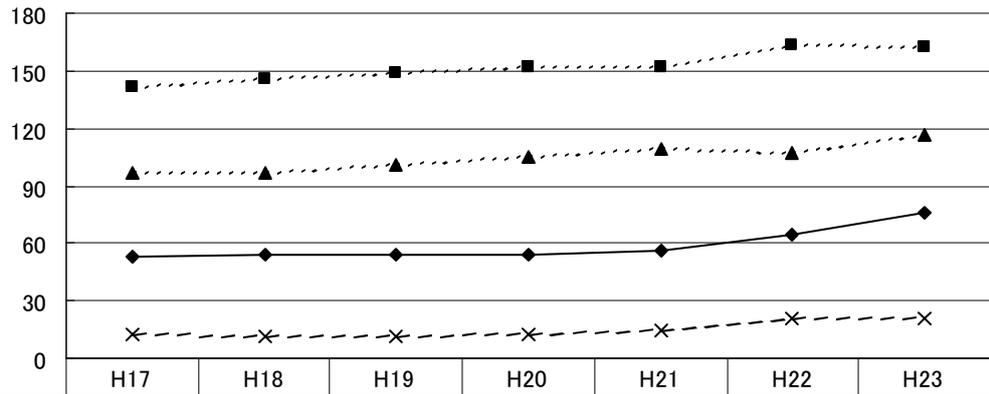
障害者の年齢構成では、「18～39 歳」が 162 人と最も多く、全体の 43.1%を占め、次いで「40～64 歳」が 117 人、31.1%、「18 歳未満」が 76 人、20.2%、「65 歳以上」が 21 人、5.6%の順になっています。平成 17 年からの 6 年間の推移は、実数では「18 歳未満」が 23 人、「18～39 歳」が 21 人、「40～64 歳」が 20 人、「65 歳以上」が 9 人増加しています。割合では「65 歳以上」が 75.0%と最も多く、次いで「18 歳未満」が 43.3%、「40～64 歳」が 20.6%、「18～39 歳」が 14.9%の順で、「高齢者」とともに「障害児」の割合が高くなっています。

坂東市療育手帳所持者の推移（各年：4 月 1 日現在）

	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年
合計	303	308	315	323	332	355	376
対前年比	—	1.7	2.3	2.5	2.8	6.9	5.9
総人口（推計：4.1）	57,690	57,183	57,241	56,987	56,747	56,262	55,964
知的障害者の割合：%	0.53	0.54	0.55	0.57	0.59	0.63	0.67



坂東市療育手帳所持者の年齢別推移(各年4月1日)



◆— 18歳未満	53	54	54	54	56	64	76
■--- 18～39歳	141	146	149	152	152	163	162
▲... 40～64歳	97	97	101	105	109	107	117
×- - 65歳以上	12	11	11	12	15	21	21

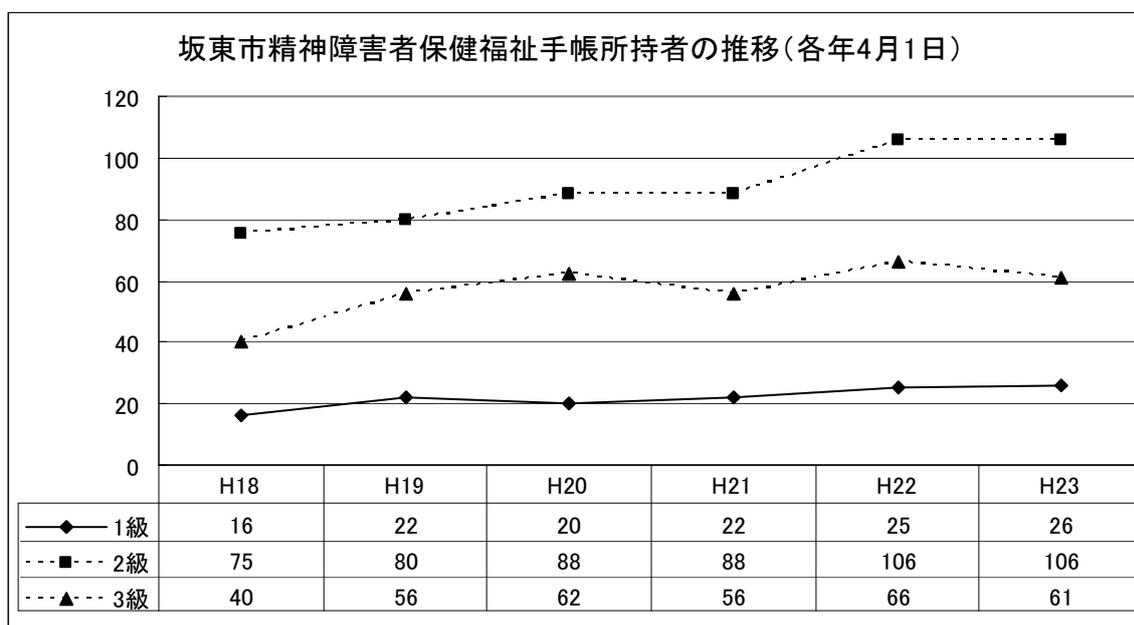
4) 精神障害者（児）の状況

精神障害のある人は、統合失調症、躁うつ病、パニック障害、適応障害、その他の精神疾患を有する人で、現在のところ正確な数の把握が困難です。国（厚生労働省「障害福祉関係主管課長会議資料」平成23年2月22日）では人口1,000人当たり25人の患者数が推計されており、本市に当てはめると1,399人の患者数になります。

また、平成23年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者は、1級26人（13.5%）、2級106人（54.9%）、3級61人（31.6%）、合計193人で、市の総人口に占める割合は0.34%となっています。また、自立支援医療（精神通院医療）の利用者は460人となっています。

坂東市精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年：4月1日現在）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
合計	121	131	158	170	166	197	193
対前年比	—	8.3	20.6	7.6	▲2.4	18.7	▲2.0
総人口（推計：4.1）	57,690	57,183	57,241	56,987	56,747	56,262	55,964
精神障害者の割合：%	0.21	0.23	0.28	0.30	0.29	0.35	0.34



5) 自立支援医療制度（育成・更生・精神通院）受給者の状況

障害者医療費公費負担は、それぞれ身体障害者福祉法に基づく「更生医療」、児童福祉法に基づく「育成医療」、精神保健福祉法に基づく「精神通院医療費公費負担制度（32条）」と、各個別の法律で規定されていましたが、障害者自立支援法の成立により、平成18年4月から、これらを一元化した新しい制度（自立支援医療制度）に変更されました。

①育成医療

身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、当該障害児（18歳未満の児童で、身体に障害を有する人）に対して行われる、生活の能力を得るために必要な医療に係る医療費を支給します。原則として医療費総額の1割負担となりますが、世帯の課税状況や医療の内容により上限の設定があります。なお、医療費助成が受けられる医療機関は、全国の指定されている育成医療機関です。

平成23年4月1日の育成医療受給者は7人で、障害種別では「音声・言語・そしゃく機能障害」が4人、「内部（心臓）障害」が2人、「肢体不自由」が1人となっています。

育成医療受給者の状況（各年：4月1日現在）

		H22年	H23年
育成医療	肢体不自由	1	1
	視覚障害	—	—
	聴覚・平衡機能障害	—	—
	音声・言語・そしゃく機能障害	3	4
	内部（心臓）障害	1	2
	内部（じん臓）障害	—	—
	その他	2	—
合計	7	7	

育成医療：自立支援医療制度（育成医療）

②更生医療

身体障害者の自立と社会活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者（18歳以上）に対して行われる、更生のために必要な医療に係る医療費を支給します。原則として医療費総額の1割負担となりますが、世帯の課税状況や医療の内容により上限の設定があります。なお、医療費助成が受けられる医療機関は、全国の指定されている更生医療機関です。

平成23年4月1日の更生医療受給者は12人で、障害種別では「内部（じん臓）障害」が10人、「その他」が2人で、他の障害種別では皆無となっています。また、平成19年以降の推移では、毎年10人前後で推移し、障害種別では「内部（じん臓）障害」の占める割合が高いのが特徴となっています。

更生医療受給者の状況（各年：4月1日現在）

		H19年	H20年	H22年	H22年	H23年
更生医療	肢体不自由	1	—	—	—	—
	視覚障害	—	—	—	—	—
	聴覚・平衡機能障害	—	—	—	—	—
	音声・言語・そしゃく機能障害	—	—	—	—	—
	内部（心臓）障害	—	1	—	—	—
	内部（じん臓）障害	8	10	7	9	10
	その他	—	—	1	2	2
	合計	9	11	8	11	12

坂東市内の育成・更生指定医療機関（病院・診療所）

名称	所在地	担当する医療
医療法人江東会存身堂医院	坂東市岩井 3293	整形外科に関する医療
石塚医院	坂東市岩井 4500-13	じん臓に関する医療
緑野クリニック	坂東市沓掛 2526-1	じん臓に関する医療

茨城県保健福祉部障害福祉課：自立支援医療制度について、育成・更生指定医療機関一覧

③精神通院医療

精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神障害者に対して、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療に係る医療費を支給します。原則として医療費総額の1割負担となりますが、世帯の課税状況や医療の内容により上限の設定があります。なお、医療費助成が受けられる医療機関は、全国の指定されている精神通院指定医療機関です。

平成23年4月1日の精神通院医療受給者は460人で、総人口に占める割合は0.82%となっています。平成18年以降の推移では総人口に占める割合が毎年高くなっています。

精神通院医療の受給者の推移（各年：4月1日現在）

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
実数	357	444	417	412	435	460
対前年比	—	24.4	▲6.1	▲1.2	5.6	5.7
総人口（推計：4.1）	57,183	57,241	56,987	56,747	56,262	55,964
割合：%	0.62	0.78	0.73	0.73	0.77	0.82

坂東市内の精神通院指定医療機関（病院・診療所）

名称	所在地	担当する医療
河村胃腸科外科医院	坂東市岩井 4685-1	内科
木根淵外科胃腸科病院	坂東市辺田 1430-1	内科、脳神経外科
高橋医院	坂東市岩井 4595	内科
ホスピタル坂東	坂東市沓掛 411	精神科、神経科
吉原内科	坂東市岩井 3324	内科、神経内科
医療法人江東会存身堂医院	坂東市岩井 3293	内科

茨城県保健福祉部障害福祉課：自立支援医療制度について、精神通院指定医療機関一覧

6) 小児慢性特定疾患医療制度受給者の状況

小児慢性特定疾患にかかっていることにより、その治療が長期にわたり医療費の負担も高額となることから、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担を軽減するため、小児慢性特定疾患医療受診券を交付し、医療費の自己負担分の一部を助成しています。なお、この医療費助成制度は国の制度ですが、国の制度の対象にならない方（国の基準には該当しないが茨城県が独自に定めた基準に該当する方）に対して、茨城県では独自に助成を行っています。対象者は、茨城県内に住む20歳未満までの方（新規申請できるのは18歳未満、ただし、県承認の場合は9歳の誕生日以後最初の4月1日：小学校4年生から⇒平成22年10月以降）です。

平成23年4月1日の受給者は、国制度が27人、県制度が14人、合計41人となっています。疾患ごとの受給者は、県制度の「慢性呼吸器疾患」、国制度の「慢性心疾患」、「内分泌疾患」などが多くなっています。

小児慢性特定疾患医療受診券交付者数の推移（各年：4月1日現在）

		H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
国制度	悪性新生物	5	5	3	3	3
	慢性腎疾患	3	1	—	—	—
	慢性呼吸器疾患	1	1	1	1	1
	慢性心疾患	7	7	7	11	9
	内分泌疾患	9	7	7	5	7
	膠原病	2	2	2	1	1
	糖尿病	2	2	2	2	1
	先天性代謝異常	—	—	—	1	1
	血友病など血液免疫疾患	2	2	1	1	1
	神経・筋疾患	—	—	—	1	1
	慢性消化器疾患	2	1	1	2	2
	合計	33	28	24	28	27
県制度	慢性腎疾患	3	4	2	1	1
	慢性呼吸器疾患	192	46	16	12	11
	慢性心疾患	6	2	2	2	2
	膠原病	—	—	—	1	—
	神経・筋疾患	—	—	—	—	—
合計	201	52	20	16	14	

7) 特定疾患医療制度受給者の状況

原因不明、治療方法未確立、かつ後遺症を残すおそれの少なくない疾患や、経過が慢性にわたるため、経済的、精神的に患者及び家族の負担が大きな疾患など、いわゆる難病のうち、特に定められた疾患について、医療費の給付を行っています。

平成 23 年 4 月 1 日の受給者は、229 人となっています。疾患ごとの受給者は「潰瘍性大腸炎」が 36 人（15.7%）で最も多く、次いで「パーキンソン病関連疾患」が 30 人（13.1%）、「全身性エリテマトーデス」が 28 人（12.2%）などの順になっています。

特定疾患のある人の状況（平成 23 年 4 月 1 日）

区 分	人 数	区 分	人 数
ベーチェット病	9	濃疱性乾癬	—
多発性硬化症	4	広範脊柱管狭窄症	—
重症筋無力症	8	原発性胆汁性肝硬	3
全身性エリテマトーデス	28	重症性膀胱炎	—
スモン	—	特発性大腿骨頭壊死症	3
再生不良性貧血	5	混合性結合組織病	4
サイコイドーシス	6	原発性免疫不全症候群	—
筋萎縮性側索硬化症	2	特発性間質性肺炎	—
強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎	10	網膜色素変性症	10
突発性血小板減少性紫斑病	4	プリオン病	—
結節性動脈周囲炎	6	肺動脈性肺高血圧	1
顕微鏡的多発血管	—	神経線維腫症	1
潰瘍性大腸炎	36	亜急性硬化性全脳炎	—
大動脈炎症候群	4	バッド・キアリ症候群	—
ビュルガー病	2	慢性血栓栓性肺高血圧症	—
天疱瘡	3	ライソゾーム病	—
脊髄小脳変性症	7	副腎白質ジストロフィー	—
クローン病	7	家族性高コレステロール血症	—
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	—	脊髄性筋萎縮症	—
悪性関節リウマチ	3	球脊髄性筋萎縮症	1
パーキンソン病関連疾患	30	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	—
アミロイドーシス	1	肥大型心筋症	—
後縦靭帯骨化症	7	拘束型心筋症	—
ハンチントン病	—	ミトコンドリア病	2
モヤモヤ病	2	リンパ管筋腫症	—
ウェゲナー肉芽腫症	—	重症多形滲出性紅斑（急性期）	—
突発性拡張型心筋症（うっ血性）	10	黄色靭帯骨化症	1
多系統萎縮症	7	間脳下垂体機能障害	2
表皮水泡症	—	合 計	229

8) 重度心身障害者への医療費助成（マル福：茨城県）状況

重度心身障害者などが受けられる医療福祉費支給制度（マル福）は、茨城県の事業で、必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険（国民健康保険・社会保険など）で病院などにかかった場合の一部負担金相当額を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度です。対象者は、小児（小学校3年生まで）、妊産婦、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）、重度心身障害者で、本人又は配偶者若しくは扶養義務者の前年（又は前々年）の所得が一定額未満の場合です。

重度心身障害者の場合、助成の対象となる医療費は、医科及び歯科の入院・外来、医師の処方箋により処方される薬代など、保健診療による医療費の自己負担額です。また、治療用装具の費用の自己負担額、柔道整復師の施術代などを含まれます。

対象となる障害の種別は次のとおりです。

- 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている人
- 障害名が心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害で、3 級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている人
- 児童相談所又は更生相談所において知能指数が 35 以下と判定された人（療育手帳④・A）
- 身体障害者手帳 3 級の交付を受け、児童相談所又は更生相談所において知能指数 50 以下と判定された人（療育手帳 B）
- 特別児童扶養手当 1 級の支給対象となった児童
- 障害年金 1 級を受給している人

坂東市の平成 21 年度の医療福祉受給者は、月平均 1,108 人、年間件数 23,714 件、年間総支払額 162,853 千円となっています。年間の件数が近年増大しているのに対し、総支払額は減少しています。

医療福祉受給者などの推移（重度心身障害者＋65 歳以上の重度心身障害者）

		H16 年 度	H17 年 度	H18 年 度	H19 年 度	H20 年 度	H21 年 度
月平均受給者：人		1,026	1,039	1,099	1,120	1,108	1,108
年	件数：件	20,456	20,380	22,453	23,381	23,258	23,714
	総支払額：千円	244,637	233,315	209,367	186,468	162,178	162,853
間	1 人当たり受診件数：件	19.9	19.6	20.4	20.9	21.0	21.4
	1 人当たり支払額：円	238,438	224,557	190,507	166,489	146,370	146,979

坂東市保険年金課

9) 年金・手当・共済制度受給者の状況

【年金】

◎障害基礎年金

心身に障害を受け、一定の受給要件を満たす人に給付される国民年金です。障害の程度により1級と2級とがあります。国民年金に未加入であったり、保険料の滞納などがあると給付されない場合があります。子どもがいる場合はその分加算されます。また、国民年金に加入前、20歳未満で障害を受け、その状態が継続している人にも給付されます。

◎障害厚生年金

厚生年金に加入している人が在職中に傷病によって障害を受けた時に給付される年金です。障害の程度により1級から3級まであり、3級に該当しない場合でも傷病手当金という一時金が給付されることがあります。

身体障害者各種年金受給者数の推移（各年：4月1日現在）

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
障害基礎年金	719	738	742	742	755	768	770
障害厚生年金	…	…	138	139	…	…	161

【手当・共済制度】

◎特別障害者手当

特別障害者手当は、身体又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給されます。ただし、施設に入所又は病院に3か月以上入院している人は、手当の対象になりません。また、所得による支給制限があります。

◎障害児福祉手当

障害児福祉手当は、身体又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の人に支給されます。ただし、施設に入所又は病院に3か月以上入院している人は、手当の対象になりません。また、所得による支給制限があります。

◎在宅障害児福祉手当

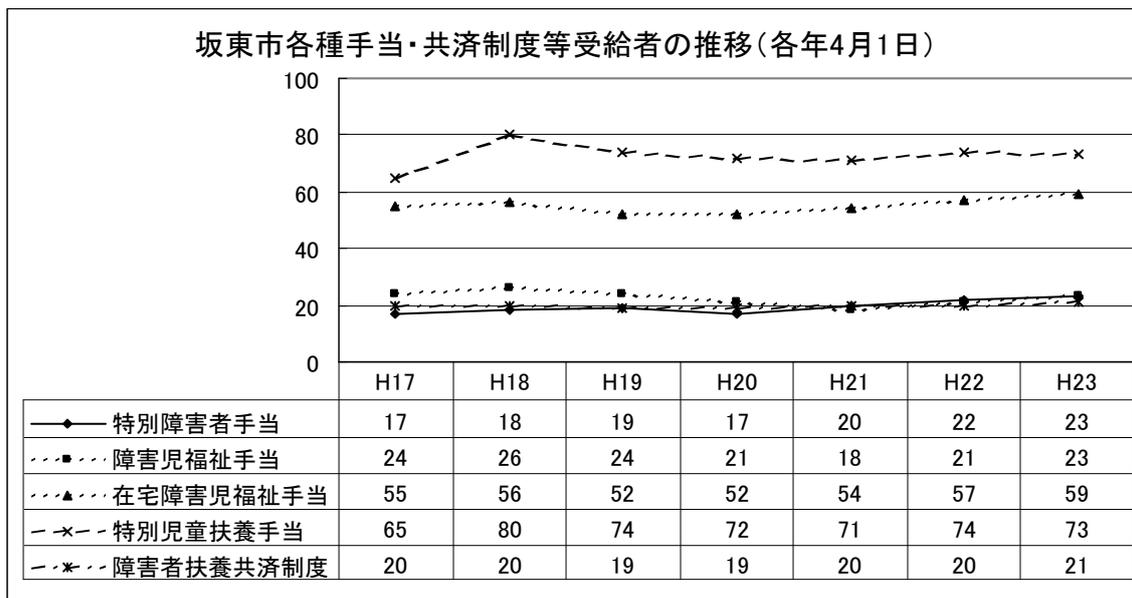
在宅障害児福祉手当は、身体又は精神に障害があり、障害児福祉手当を受給していない20歳未満の児童を家庭において介護している保護者に支給されるものです。また、「特別児童扶養手当」に該当する程度の障害がある児童が対象です。

◎特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体（内部障害を含む。）、精神、知的障害などがある 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に、障害児の父母又は父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

◎障害者扶養共済制度

障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・著しい障害）があったとき、障害のある人に終身一定額の年金を支給する制度です。



10) 障害のある子どもの教育・育成の状況

平成 24 年 4 月から、障害のある子どもを対象としたサービスは障害種別で分かれていた体系が一元化されます。また、新たに放課後デイサービスや保育所など訪問支援といった新たなサービスが創設され、障害児支援の強化が図られます。

本市では、これまで障害のある子どもへ適切な教育・育成を提供するために、保育士などへの研修、小中学校への専門教員の基準配置の実施、就学中の相談支援体制の充実に努めてきました。市内には、保育所が 9 か所、幼稚園が 7 か所ありますが、そのうち障害のある子どもを受入れているのは、保育所が 4 か所、幼稚園が 6 か所となっており、今後も受け入れ態勢を充実していく必要があります。

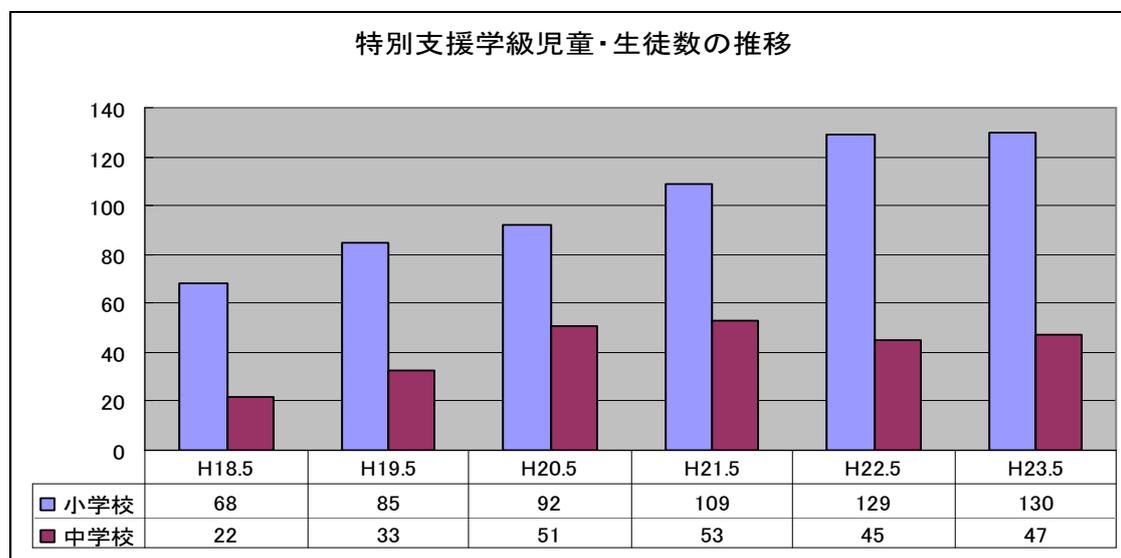
一方、坂東市内の市立小中学校には、全てに特別支援学級が設置されています。また、1 か所の小学校では通級指導教室を設置し、言語障害の児童に対する支援を行っています。自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠落移動性障害（ADHD）などの発達障害のある児童・生徒が増加する中、小中学校における指導体制を充実していく必要があります。

さらに、保健センターでは、親子教室・あゆみ教室・ポータルなどの発達支援策を実施しています。また、保育所・幼稚園から小学校、中学校へと、個々の児童・生徒に対して、切れ目のない一体的な支援が行える情報共有体制（相談支援ファイルなど）を構築していきます。

坂東市特別支援学級の推移

		H18.5	H19.5	H20.5	H21.5	H22.5	H23.5
小学校	学校数：校	13	13	13	13	13	13
	学級数：学級	20	22	26	30	32	33
	児童数：人	68	85	92	109	129	130
中学校	学校数：校	4	4	4	4	4	4
	学級数：学級	7	9	11	11	11	12
	生徒数：人	22	33	51	53	45	47

県内市町村教育委員会・学校データ（茨城県教育委員会）



坂東市特別支援学級の現況（平成 23 年 5 月）

	小 学 校								
	岩井第一	七重	弓馬田	飯島	神大実	七郷	中川	長須	岩井第二
学級数	4	3	2	2	2	4	2	1	3
児童・生徒数	16	10	6	6	6	18	6	2	15
	小 学 校				中 学 校				
	生子菅	沓掛	内野山	逆井山	岩井	南	東	猿島	
学級数	2	4	1	3	9	4	2	4	
児童・生徒数	8	19	2	16	20	5	2	20	

県内市町村教育委員会・学校データ（茨城県教育委員会）

また、坂東市が通学区域となっている県立特別支援学校は、視覚障害が水戸盲学校（水戸市）、病弱が友部東養護学校（笠間市）、聴覚障害が霞ヶ浦聾学校（阿見町）、肢体不自由が下妻養護学校（下妻市）、知的障害が伊奈養護学校（つくばみらい市）と結城養護学校（結城市）です。近年、茨城県内では知的障害特別支援学校の児童・生徒数の増加が顕著であり、そのなかでも高等部の生徒数が急増しており、今後ともこの状況が続くと予想しています。なかでも結城養護学校は児童・生徒の増加が続き、転用できる教室がなく敷地も狭隘であり、通学区域も広域になっているので、県立境西高等学校跡地へ境特別支援学校（通学区域：坂東市、古河市、五霞町、境町）を平成 24 年 4 月に開校します。

※平成 24 年 4 月から校名が養護学校から特別支援学校に変更になります。

坂東市通学圏の主な特別支援学校の現況（平成 23 年 5 月）

	学級数：学級	児童数・生徒数：人							合計
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年		
伊奈特別支援学校 （知的障害）	小学部	22	15	12	14	14	17	15	87
	中学部	15	23	26	19	—	—	—	68
	高等部本科	19	30	54	29	—	—	—	113
	計	56	68	92	62	14	17	15	268
結城特別支援学校 （知的障害）	小学部	30	24	33	14	16	24	9	120
	中学部	18	25	28	29	—	—	—	82
	高等部本科	22	38	49	52	—	—	—	139
	計	70	87	110	95	16	24	9	341
下妻特別支援学校 （肢体不自由）	小学部	25	11	18	5	12	12	10	68
	中学部	16	16	14	12	—	—	—	42
	高等部本科	11	14	6	15	—	—	—	35
	計	52	41	38	32	12	12	10	145

県内市町村教育委員会・学校データ（茨城県教育委員会）

坂東市第3期障害福祉計画 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 障害者（児）施策の動向	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 計画の基本理念	5
2. 自立支援システムの全体像	6
第3章 障害者（児）を取り巻く環境	7
1. 地域の概況	7
2. 人口・世帯構造の推移	8
1) 人口・世帯数の推移	8
2) 年齢構成の動向	9
3. 障害者（児）の状況	10
1) 障害者手帳の交付状況などから見る障害者（児）数の推移	10
2) 身体障害者（児）の状況	11
3) 知的障害者（児）の状況	13
4) 精神障害者（児）の状況	15
5) 自立支援医療制度（育成・更生・精神通院）受給者の状況	16
6) 小児慢性特定疾患医療制度受給者の状況	18
7) 特定疾患医療制度受給者の状況	19
8) 重症心身障害者への医療費助成（マル福：茨城県）状況	20
9) 年金・手当・共済制度受給者の状況	21
10) 障害のある子どもの教育・育成の状況	23
第4章 数値目標（平成26年度の数値目標）	25
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	25
2. 退院可能な精神障害者の地域生活への移行	25
3. 福祉施設利用者の一般就労への移行	26
4. 就労移行支援事業の利用者数	26
5. 就労継続支援（A型）事業の利用者数	27
第5章 障害福祉サービスなどの見込量	28
1. 訪問系サービス	28
2. 日中活動系サービス	32
3. 居住系サービス	45
4. 指定相談支援	48
5. 児童福祉法に基づくサービス（障害児通所支援サービス）	51

第 6 章 地域生活支援事業の見込量	52
1. 相談支援事業（必須事業）	52
2. コミュニケーション支援事業（必須事業）	54
3. 日常生活用具給付事業（必須事業）	55
4. 移動支援事業（必須事業）	56
5. 地域活動支援センター事業（必須事業）	57
6. その他の事業（任意事業）	59
1) 日中一時支援事業	59
2) 訪問入浴サービス事業	59
3) スポーツ・レクリエーション教室開催などの事業	60
4) 芸術・文化講座開催などの事業	61
5) 奉仕員養成研修事業	61
6) 自動車運転免許取得・改造費助成事業	62
第 7 章 計画の推進	63
1. 計画の推進体制	63
2. 計画の進行管理	64
3. 行政と市民の協働のしくみ	65
資料編	66
資料 1 坂東市障害福祉計画策定委員会要綱	66
資料 2 坂東市障害福祉計画策定委員名簿	67
資料 3 坂東市障害福祉計画策定経過	68
資料 4 第 3 期計画におけるサービス量見込量一覧	69
資料 5 アンケート調査結果概要	71

【障害の「害」の表記について】

障害の「害」という漢字の表記がマイナスのイメージにつながることから、「害」の表記は好ましくないとして、近年一部ひらがなを使う場合も見られるようになってきました。

現在、坂東市でも、一部で「障がい」とひらがなの「がい」を使用しているものもあります。また、「碍」の字を使う案も出されています。

このような中、国の障害者制度改革推進本部では、法令などにおける表記の在り方について、「当面は現状維持」との見解を示しました（平成 22 年 11 月 22 日の第 26 回会合にて）。

様々な検討の結果、本計画では「障害」と表記し、今後、関係機関と検討しながら、適切な表記について協議していきたいと思います。

第4章 数値目標（平成26年度の数値目標）

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

- 福祉施設から地域生活への移行を支援するため、現在、福祉施設に入所している障害者のうち、自立訓練事業などを利用し、グループホーム、ケアホームや一般住宅などに移行する人の数を見込みます。
- 坂東市第1期障害福祉計画策定時（平成17年度）の施設入所者数は78人でしたが、その後入所者が増加し、平成23年10月時点では82人になっています。今後も重度の入所待機者が多数のため、地域生活への移行を進めたとしても、入所者数の増加が想定されます。
- このため、平成26年度末において、施設入所者数の15.4%（12人）の人の地域生活への移行を目指します。
- 地域生活への移行を進める施策をより効果的に推進するためには、関係機関との連携を図るとともに、グループホーム、ケアホームなど、住まいの場の提供や居宅サービス、日中活動の場の提供など各種支援の充実に努めます。

【施設入所者の地域生活への移行】

項目	数値	備考
平成17年10月時点の入所者数①	78人	平成23年10月時点入所者数82人
【目標値】地域生活移行者数②	12人 15.4%	①のうち、平成26年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
新たな施設入所者数③	22人	
平成26年度末時点の入所者数(①-②+③)	88人	
【目標値】削減見込数	一人 一%	削減見込数は、地域生活移行者数に新規入所や地域生活以外の退所などの増減を加味した数値

2. 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

- 国の基本指針では、入院中の精神障害者の地域生活移行に係る数値目標の設定は、都道府県障害福祉計画における記載事項とされ、市町村障害福祉計画では数値目標の設定は求められていません。
- 入院中の精神障害者の地域生活移行は重要な課題であることから、茨城県が実施した調査（1年以上入院の退院可能精神障害者数：平成23年）に基づき、目標数値を設定しました。なお、茨城県の数値を参考にしながら、必要に応じて見直しを検討していきます。

【1年以上入院の退院可能な精神障害者】

項目	数値	備考
【目標値】地域生活移行者数	14人	茨城県が実施した調査結果（平成23年度）を案分した数値を目標値として設定

3. 福祉施設利用者の一般就労への移行

- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する人の数を見込みます。
- 平成 17 年度に福祉施設を退所して一般就労した人はいませんでした。今後、就労支援施策の充実を図り、福祉施設を退所して一般就労に移行する障害者数を、平成 26 年度までに坂東市第 1 期障害福祉計画からの累計で 24 人を見込みます。なお、平成 26 年度については 4 人を見込みます。
- 平成 26 年度の目標達成には、就労支援体制の充実、受入れ企業の開拓などが必要になっており、茨城県障害者職業センター、ハローワーク、商工会議所をはじめとする関係機関との連携強化に努めます。

【福祉施設から一般就労への移行】

項 目	数 値	備 考
平成 17 年度の年間一般就労者数	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	4 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数

※一般就労者とは、一般企業に就職した人、在宅就労した人及び自ら起業した人をいいます。

4. 就労移行支援事業の利用者数

- 一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
- 平成 23 年 10 月時点で、福祉施設利用者は 159 人(市外福祉施設利用者を含む。)、内 14 人(8.8%)が就労移行支援事業を利用しています。
- これまでの実績などから、平成 26 年度の福祉施設利用者を 217 人、就労移行支援事業利用者を 15 人と見込みました。
- 就労移行支援事業は、一般就労の支援に重要であることから、市の業務において就業訓練の機会を提供するなどの支援を強化していきます。

【就労移行支援事業の利用者数】

項 目	数 値	備 考
平成 26 年度末の福祉施設利用者数①	217 人	平成 26 年度において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成 26 年度末の就労移行支援事業の利用者数②、〈①/②〉	15 人 6.9%	平成 26 年度において就労移行支援事業を利用する者の数

※福祉施設利用者数は、生活介護、自立支援(機能訓練)(生活訓練)、就労支援、就労継続支援(A型)(B型)の利用者数の合算

5. 就労継続支援（A型）事業の利用者数

- 一般企業などでの就労が困難な人に、一定期間、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
- 「就労継続支援（A型）：雇成型」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会が提供されます。就労に必要な知識・能力が高まった人には、一般就労に向けた支援が提供されます。
- 「就労継続支援（B型）：非雇成型」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会が提供されます。必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。
- 就労継続支援（A型）の利用者は、坂東市第2期障害福祉計画の目標値を下回っていますが、一般就労を希望しながら就労に結びつかない人がいることなどから、平成26年度に4人を見込みました。
- 就労継続支援（B型）の利用者は、多機能型の新体系施設が増加したことに伴い、坂東市第2期障害福祉計画の目標値を上回っていることから、目標値を上方修正し、平成26年度に50人を見込みました。
- 就労継続支援（A型・B型）は、障害のある人の就労支援に必要な事業であるので、市内でサービスを提供する事業所の育成支援に努めます。
- また、障害のある人の一般就労の機会を拡大するため、ハローワークなどと連携し、市内商工業者に対して障害に対する理解と協力の啓発や障害のある人の雇用に関する情報の提供を図ります。

【就労継続支援（A型）事業の利用者の割合】

項目	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者数（①）	4人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者数（②）	50人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）の利用者数（①+②）	54人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合〈①/（①+②）〉	7.4%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

第5章 障害福祉サービスなどの見込量

1. 訪問系サービス

①居宅介護

【サービスの内容】

居宅介護は、身体、知的、精神の障害のある人や障害児のうち、日常生活に支障のある人の居宅にホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他生活全般にわたるサービスを行います。

【対象者】

障害程度区分1以上（障害児は、これに相当する心身の状態）の人を対象とします。

【現況及び方策など】

平成23年度の実績では、1か月当たり、16人、延べ利用時間は268時間となっています。今後とも、質の高い必要な量のサービスを提供できるよう、指定事業者へサービス量の確保と内容に充実を図るように働きかけるとともに、人材の確保・育成を促進します。

【サービス見込量】

入所施設から地域生活への移行に伴い、本サービス利用者、利用時間とも増加するものとし、平成24年度に20人（300時間）、平成25年度に23人（345時間）、平成26年度に25人（375時間）を見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

		H21年度実績	H22年度実績	H23年度実績	H24年度見込	H25年度見込	H26年度見込
居宅介護	人（実利用者数）	14	17	16	20	23	25
	時間（延べ利用時間数）	225	339	268	300	345	375

※実績は10月分を記入

②重度訪問介護

【サービスの内容】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人が、居宅において入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護など総合的なサービスを行います。

【対象者】

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者のうち、障害程度区分 4 以上で、次のいずれにも該当する人を対象とします。

- ・ 二肢以上に麻痺等があること。
- ・ 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

【現況及び方策など】

坂東市内では、対象者が限定されるため、平成 23 年度の実績はありません。利用を希望する人が出た場合に対応するため、複数のサービスを提供している事業者などに働きかけを行い、参入の促進を図ります。

【サービス見込量】

平成 26 年度まで、サービスの利用を見込みません。

③同行援護

【サービスの内容】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者などにつき、外出時において、当該障害者などに同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事などの介護その他の当該障害者などが外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

【対象者】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者などであって、同行援護アセスメント票において、移動障害の欄に係る点数が 1 点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが 1 点以上である人を対象とします。

ただし、身体介護を伴う場合を算定する場合にあっては、次のいずれにも該当する人が対象となります。

- ・ 障害程度区分 2 以上の人
- ・ 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか 1 つが「できる」以外と認定されている人

【現況及び方策など】

同行援護は、平成 23 年 10 月から制度化された新しいサービスです。サービスに関する周知を行うとともに、障害の状態に適切に対応できるサービス事業所の確保に努めます。

【サービス見込量】

平成 24 年度、平成 25 年度、平成 26 年度ともに 2 人（15 時間）を見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

		H21年 度実績	H22年 度実績	H23年 度実績	H24年 度見込	H25年 度見込	H26年 度見込
同行援護	人（実利用者数）	—	—	—	2	2	2
	時間（延べ利用時間数）	—	—	—	15	15	15

※実績は10月分を記入

④行動援護

【サービスの内容】

自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかんなどの重度の知的障害者又は統合失調症などの重度の精神障害者であって、危機回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

【対象者】

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者などであって常時介護を要する人で、障害程度区分3以上であり、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（行動障害、コミュニケーション、てんかんに関する11項目）などの合計点数が8点以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である人を対象とします。

【現況及び方策など】

坂東市内では、対象者が限定されるため、平成23年度の実績はありません。利用を希望する人が出た場合に対応するため、複数のサービスを提供している事業者などに働きかけを行い、参入の促進を図ります。

【サービス見込量】

平成23年度の実績はありませんが、平成25年度に1人（5時間）、平成26年度に1人（5時間）を見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

		H21年 度実績	H22年 度実績	H23年 度実績	H24年 度見込	H25年 度見込	H26年 度見込
行動援護	人（実利用者数）	—	—	—	—	1	1
	時間（延べ利用時間数）	—	—	—	—	5	5

※実績は10月分を記入

⑤重度障害者等包括支援

【サービスの内容】

常時介護を必要とする障害者に、サービス利用計画に基づき、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

【対象者】

常時介護を必要とする障害者であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人を対象とします。

具体的には、障害程度区分 6（障害児にあっては区分 6 に相当する心身の状態）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、次のいずれかに該当する場合。

類	型	状態像
重度訪問介護の対象者であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）	・筋ジストロフィー ・ALS（筋萎縮性側索硬化症） ・遷延性意識障害など
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）	・重症心身障害者など
障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目（11項目）等の合計点数が 15 点以上である人（Ⅲ類型）		・強度行動障害など

【現況及び方策など】

坂東市内では、対象者が限定されるため、平成 23 年度の実績はありません。利用を希望する人が出た場合に対応するため、複数のサービスを提供している事業者などに働きかけを行い、参入の促進を図ります。

【サービス見込量】

平成 26 年度まで、サービスの利用を見込みません。

2. 日中活動系サービス

①生活介護

【サービスの内容】

生活介護は、常に介護を必要とする人に、主に昼間に障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯及び清掃などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【対象者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護などの支援が必要な障害のある方で、次に掲げる人を対象とします。

- ・ 障害程度区分3（施設へ入所する場合は区分4）以上の人
- ・ 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分2（施設へ入所する場合は区分3）以上の人

【現況及び方策など】

生活介護では、平成23年度末までの施設の新体系への移行が進んでいることから、利用時間、人数ともに順調に伸びています。今後は、利用者のニーズに対応した活動内容の充実などが求められています。

地域生活を支えるために、今後とも利用者が希望するサービスが安定して提供されるよう事業者と連携を図り、サービス量の確保に努めます。

【サービスの見込量】

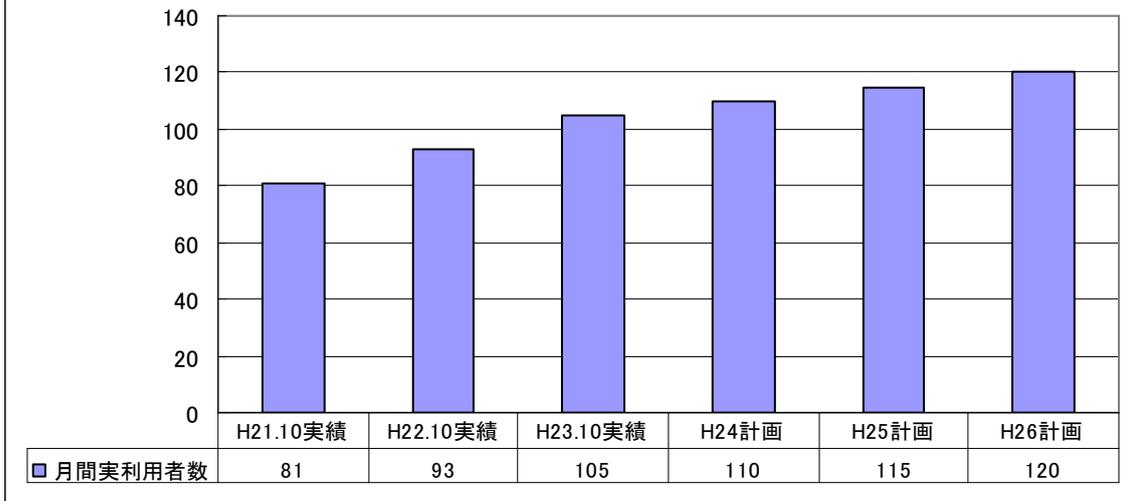
旧体系の入所施設が新体系施設に移行してきていることから、平成21年度が81人（1,782人日/月）でしたが、平成22年度は93人（2,046人日/月）、平成23年度は105人（2,310人日/月）と増加しています。今後も増加傾向が継続すると推計し、平成24年度に110人（2,420人日/月）、平成25年度に115人（2,530人日/月）、平成26年度に120人（2,640人日/月）を見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

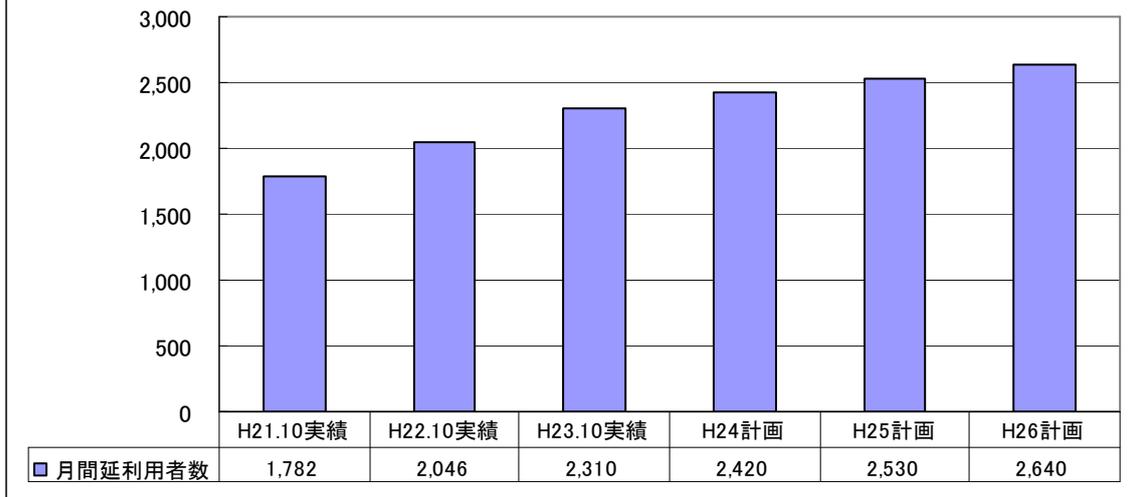
		H21年度実績	H22年度実績	H23年度実績	H24年度見込	H25年度見込	H26年度見込
生活介護	人（実利用者数）	81	93	105	110	115	120
	人日（延べ利用者数）	1,782	2,046	2,310	2,420	2,530	2,640

※実績は10月分を記入

生活介護月間実利用者数の推移(単位:人)



生活介護月間延利用者数の推移(単位:人日)



②自立訓練（機能訓練）

【サービスの内容】

身体障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、一定の期間、身体機能又は生活能力の維持・向上などのために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ・入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行などを図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- ・特別支援学校を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

【現況及び方策など】

身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指すものです。

利用期間の制限があり、利用者の入れ替わりがありますが、サービス利用希望に適切に対応できるよう、事業者と連携を図り、サービス量の確保に努めます。

【サービスの見込量】

平成21年度が2人（40人日/月）、平成22年度は3人（54人日/月）、平成23年度は1人（20人日/月）の実績です。今後とも現状の推移が継続すると推計し、平成24年度、平成25年度、平成26年度ともに1人（20人日/月）を見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

		H21年度実績	H22年度実績	H23年度実績	H24年度見込	H25年度見込	H26年度見込
自立訓練 （機能訓練）	人（実利用者数）	2	3	1	1	1	1
	人日（延べ利用者数）	40	54	20	20	20	20

※実績は10月分を記入

③自立訓練（生活訓練）

【サービスの内容】

障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、一定の期間、入浴、排せつ及び食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談、助言その他の必要な支援を行うサービスです。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な知的障害のある人・精神障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ・入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行などを図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
- ・特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

【現況及び方策など】

食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指すものです。

潜在的な需要はあると思われませんが、サービス提供事業所が限られているため、利用者数が少なく、利用希望者が生じたときに適切に提供できる事業所の確保が課題となっています。

そのため、事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

【サービスの見込量】

平成21年度が3人（63人日/月）、平成22年度は4人（84人日/月）、平成23年度は3人（63人日/月）の実績です。今後とも現状の推移が継続すると推計し、平成24年度、平成25年度、平成26年度ともに、実利用者（1か月当たり）を3人、延べ利用者（1か月当たり）を63人日と見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

		H21年 度実績	H22年 度実績	H23年 度実績	H24年 度見込	H25年 度見込	H26年 度見込
自立訓練	人（実利用者数）	3	4	3	3	3	3
（生活訓練）	人日（延べ利用者数）	63	84	63	63	63	63

※実績は10月分を記入

④就労移行支援

【サービスの内容】

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。具体的には、一般就労などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。また、通所によるサービスを原則としますが、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問などによるサービスを組み合わせることも可能です。利用者ごとに、標準期間（24か月）内での利用になります。

【対象者】

一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じて、適性にあった職場への就労が見込まれる65歳未満の障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ・ 企業などへの就労を希望する人
- ・ 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人

【現況及び方策など】

就労支援対策としては、就労への導入部分の支援として必要性が高いですが、サービス提供事業所が少ないのが現状です。

そのため、障害者自立支援法に基づく日中活動への移行を予定している施設と連携を図り、就労移行支援への移行を促し、訓練の場を確保します。

【サービスの見込量】

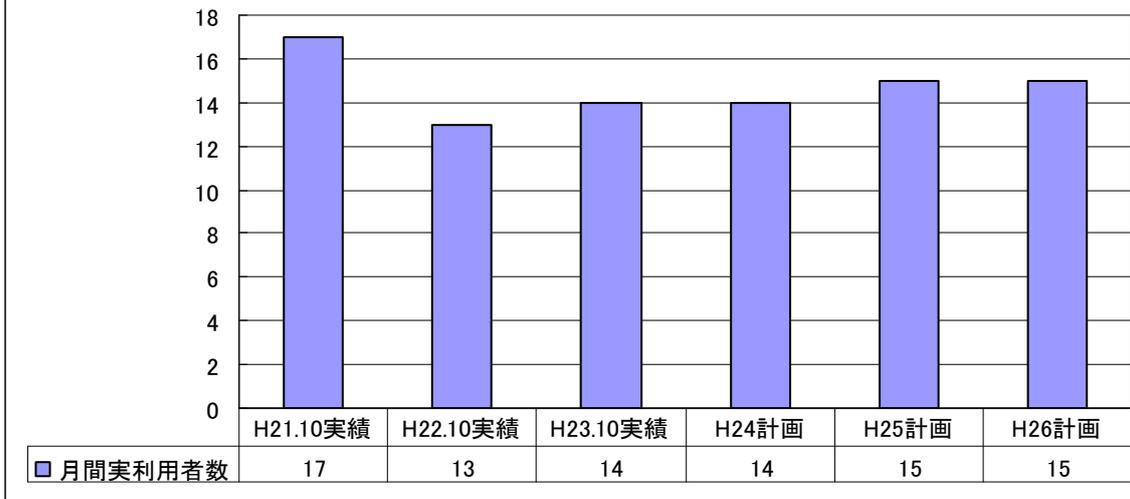
平成21年度が17人（357人日/月）、平成22年度は13人（234人日/月）、平成23年度は14人（280人日/月）の人が利用しています。一般就労する人がいる中で、新たに一般就労を希望する人も出てきており、平成24年度に14人（280人日/月）、平成25年度に15人（300人日/月）、平成26年度に15人（300人日/月）を見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

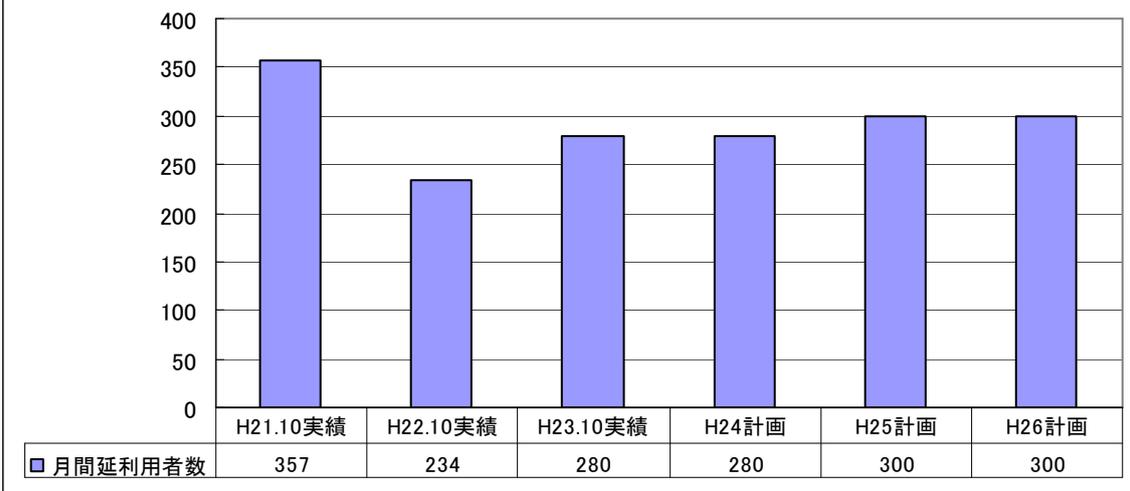
		H21年 度実績	H22年 度実績	H23年 度実績	H24年 度見込	H25年 度見込	H26年 度見込
就労移行支援	人（実利用者数）	17	13	14	14	15	15
	人日（延べ利用者数）	357	234	280	280	300	300

※実績は10月分を記入

就労移行支援月間実利用者数の推移(単位:人)



就労移行月間延利用者数の推移(単位:人日)



⑤就労継続支援（A型）

【サービスの内容】

就労継続支援（A型：雇成型）は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会が提供されます。これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった人には、一般就労に向けた支援が提供されます。

多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能です。また、利用者の利用期間の制限はありません。

【対象者】

就労機会の提供を通じて生産活動に関する知識及び能力の向上を図ることにより雇用契約に基づく就労が可能な人で、利用開始時に65歳未満で障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ・ 就労移行支援事業を利用したが、企業などの雇用に結びつかなかった人
- ・ 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用に結びつかなかった人
- ・ 企業などを離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

【現況及び方策など】

潜在的なニーズはありますが、利用者が増加していない理由としてサービス提供事業所（平成23年9月：1か所）が少なく、一般企業への就労に結びついていないと思われます。今後は、坂東市地域自立支援協議会などを中心に常総公共職業安定所、サービス提供事業所、企業、学校などの関係機関とのネットワークの構築を図り、就労支援の強化に努めます。

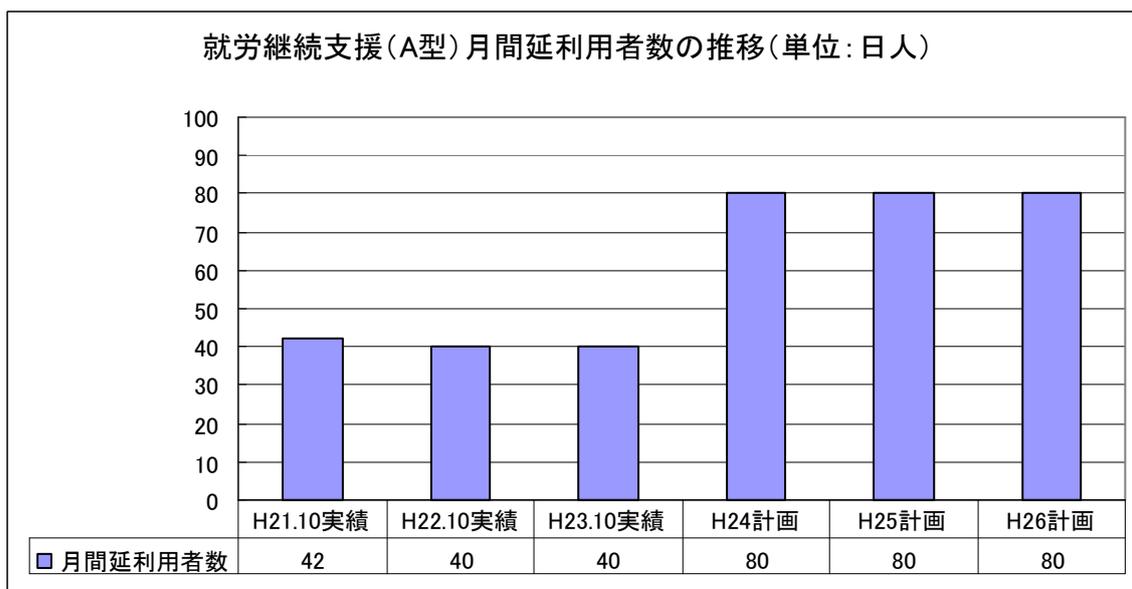
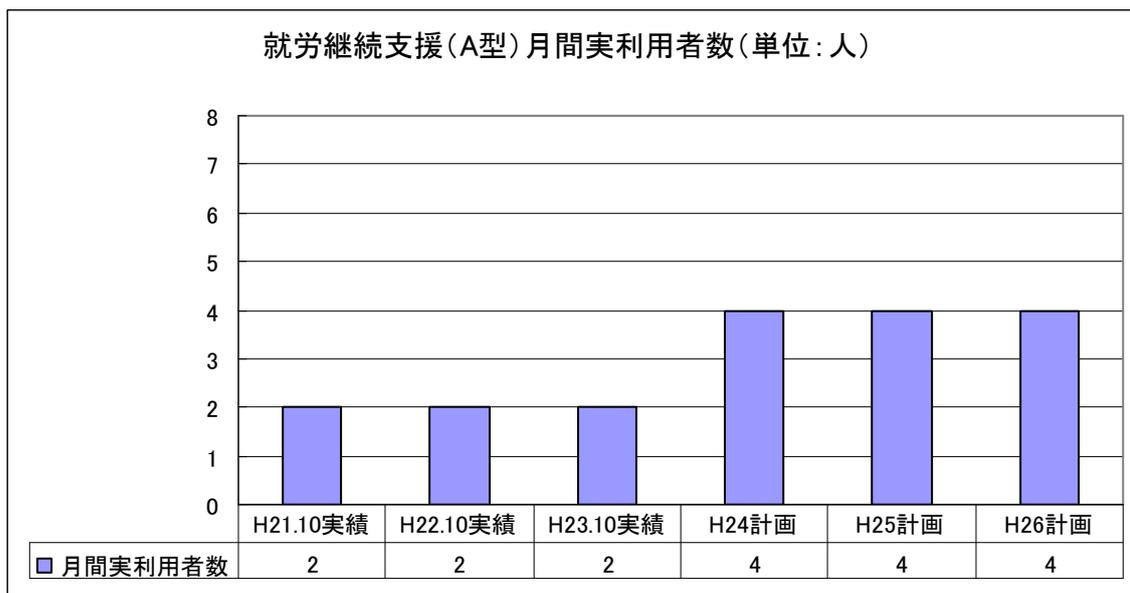
【サービスの見込量】

平成21年度が2人（42人日/月）、平成22年度も2人（40人日/月）、平成23年度も2人（40人日/月）の実績です。今後、一般就労を希望しながら就労に結びつかない人が増加することが予想され、利用者数の増大が想定されます。平成24年度、平成25年度、平成26年度ともに、実利用者（1か月当たり）を4人、延べ利用者（1か月当たり）を80人日と見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

		H21年度実績	H22年度実績	H23年度実績	H24年度見込	H25年度見込	H26年度見込
就労継続支援 (A型)	人（実利用者数）	2	2	2	4	4	4
	人日（延べ利用者数）	42	40	40	80	80	80

※実績は10月分を記入



⑥就労継続支援（B型）

【サービスの内容】

就労継続支援（B型：非雇用型）は、通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった人は、一般就労などへの移行に向けた支援が提供されます。

平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表しなければなりません。また、利用者の利用期間の制限はありません。

【対象者】

就労移行支援事業を利用したものの、企業などによる雇用に結びつかなかった人や一定の年齢に達している人で、就労の機会などを通じて生産活動に関する知識及び能力の向上や維持が期待される人を対象とします。

具体的には次のような例が挙げられます。

- ・ 就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人
- ・ 就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援事業（B型）の利用が適当と判断された人
- ・ 上記に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金1級受給の人

【現況及び方策など】

就労継続支援（B型）は、サービス事業者の増加に伴い（平成23年9月：4施設）、実利用者、延べ利用者とも増加しています。今後とも、サービス事業所との連携により、訓練の場を確保します。

【サービスの見込量】

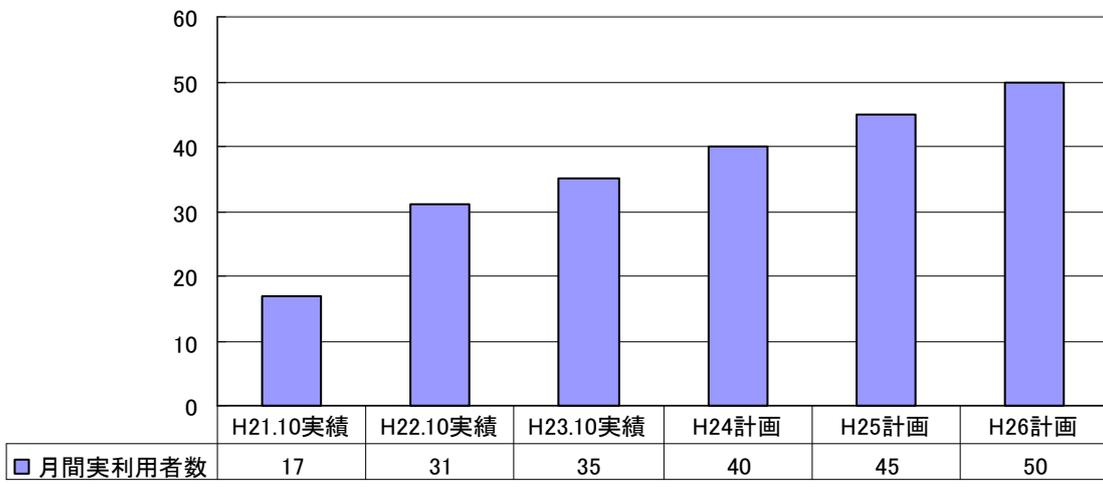
平成21年度が17人（357人日/月）、平成22年度は31人（651人日/月）、平成23年度は35人（700人日/月）と、年々実利用者、延べ利用者とも増加しています。今後もこれまでの実績を踏まえて増加傾向で推移することが予想されます。平成24年度に40人（840人日/月）、平成25年度に45人（945人日/月）、平成26年度に50人（1,050人日/月）を見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

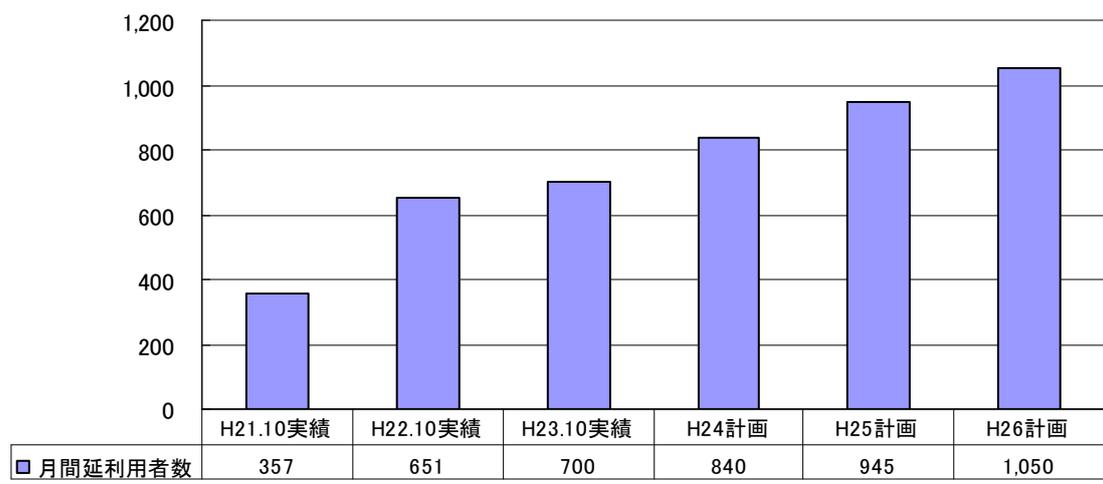
		H21年度実績	H22年度実績	H23年度実績	H24年度見込	H25年度見込	H26年度見込
就労継続支援 (B型)	人(実利用者数)	17	31	35	40	45	50
	人日(延べ利用者数)	357	651	700	840	945	1,050

※実績は10月分を記入

就労継続支援(B型)月間実利用者数の推移(単位:人)



就労継続支援(B型)月間延利用者数の推移(単位:日人)



⑦療養介護

【サービスの内容】

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害のある人であって、常時介護を要する人に、主として昼間、病院で実施される機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行うサービスです。

【対象者】

病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人で、次に掲げる人を対象とします。

- ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害程度区分6の人
- ・筋ジストロフィー患者又は重症心身障害のある人で、障害程度区分5以上の人

【現況及び方策など】

ここ数年利用者は月平均1人（28～29人日）で推移しています。他の医療給付制度の利用などにより、このサービスの利用実績が少ないものと思われます。重症心身障害児施設、指定医療機関などが該当施設で、医療及び療養介護が必要となった場合に、このサービスを利用することができます。児童福祉法などの改正に伴い、平成24年度からは、18歳以上の重症心身障害児施設などの入所者も療養介護の対象になります。

そのため、サービス内容の周知を進めるとともに、サービスを必要とする人の把握に努めます。また、広域的な連携によりサービス提供事業所を確保し、体制の整備を図ります。

【サービスの見込量】

平成21年度が1人（28人日/月）、平成22年度も1人（29人日/月）、平成23年度も1人（28人日/月）の実績になっています。今後の推移は、平成24年度、平成25年度、平成26年度ともに、実利用者（1か月当たり）を3人、延べ利用者（1か月当たり）を90人日と見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

		H21年度実績	H22年度実績	H23年度実績	H24年度見込	H25年度見込	H26年度見込
療養介護	人（実利用者数）	1	1	1	3	3	3
	人日（延べ利用者数）	28	29	28	90	90	90

※実績は10月分を記入

⑧短期入所

【サービスの内容】

居宅において、介護を行う人が疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設などの施設へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な介護を行うサービスです。

【対象者】

次に該当する人を対象とします。

○福祉型（障害者支援施設等において実施）

- ・ 障害程度区分1以上である障害のある人
- ・ 障害のある子どもの障害程度に応じて厚生労働大臣が定める障害程度区分 1 以上に該当する障害のある子ども

○医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）

- ・ 遷延性意識障害のある人、筋萎縮性側索硬化症などの運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症障害のある人など

【現況及び方策など】

このサービスを受けている人の多くは、他のサービスとの併用が多いものと思われます。

施設や病院からの地域移行を促進するためには、必要なサービスです。今後は、利用希望者（実利用者、延べ利用者）が増加することが見込まれ、施設との連携調整を努めるとともに、緊急時の受入れ体制の確立に努めます。

【サービスの見込量】

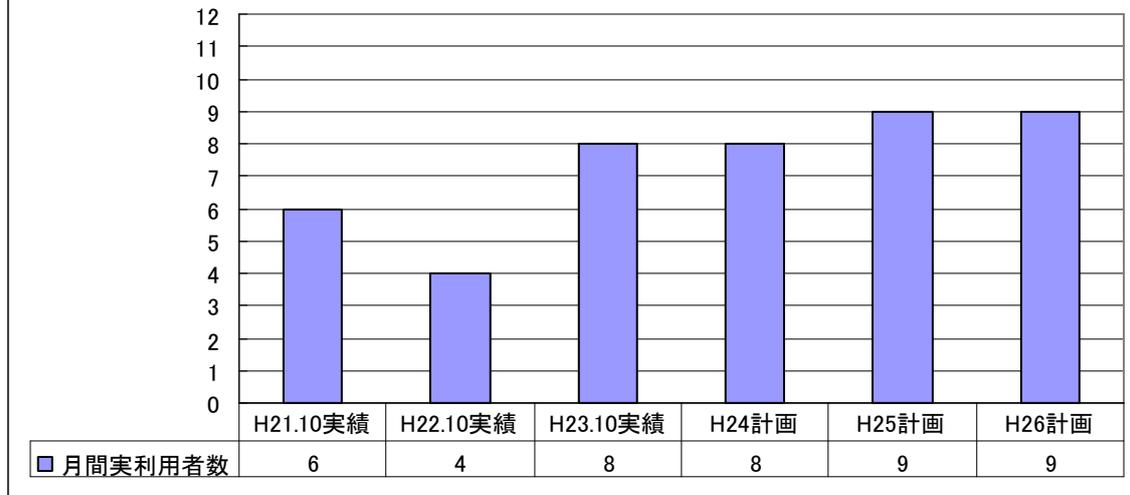
平成 21 年度が 6 人（96 人日/月）、平成 22 年度は 4 人（48 人日/月）、平成 23 年度は 8 人（56 人日/月）となっています。今後は、新たな利用者の伸び（施設や病院からの地域移行などの要素を勘案）を見込み、平成 24 年度に 8 人（56 人日/月）、平成 25 年度に 9 人（63 人日/月）、平成 26 年度に 9 人（63 人日/月）を見込みます。

【実績・計画（1 か月当たり）】

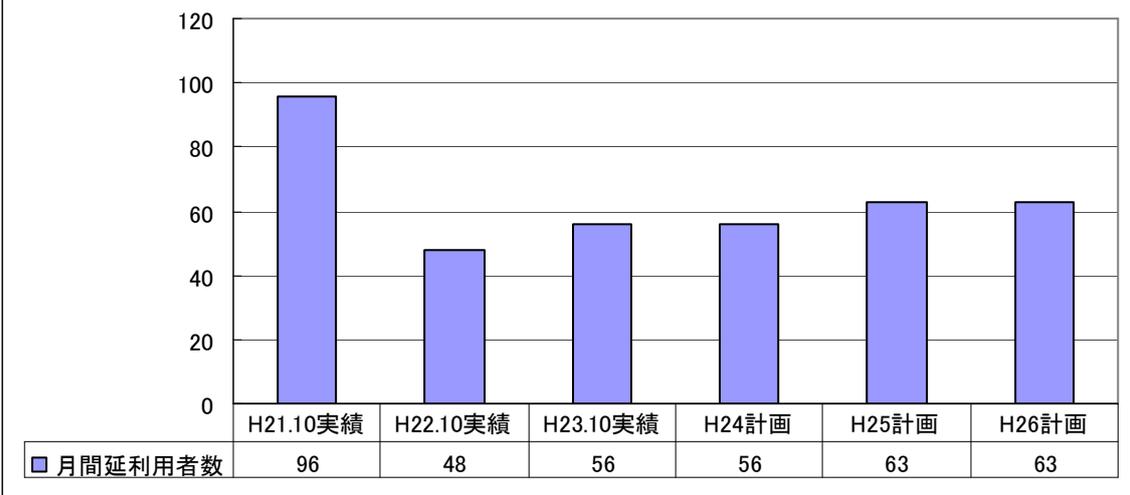
		H21 年 度実績	H22 年 度実績	H23 年 度実績	H24 年 度見込	H25 年 度見込	H26 年 度見込
短期入所	人（実利用者数）	6	4	8	8	9	9
	人日（延べ利用者数）	96	48	56	56	63	63

※実績は 10 月分を記入

短期入所月間実利用者数(単位:人)



短期入所月間延利用者数(単位:日人)



3. 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

【サービスの内容】

地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において食事提供、相談などの日常生活上の援助を行うサービスです。

【対象者】

障害程度区分1以下に該当する身体障害のある人（65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）、知的障害及び精神障害のある人を対象とします。

【現況及び方策など】

障害のある人の自立、地域移行を支えるために欠かすことのできない基盤となる施設であり、地域移行の促進により、利用者は増加の傾向にあります。地域生活への移行がスムーズに進められるよう、事業所との連携に努めます。

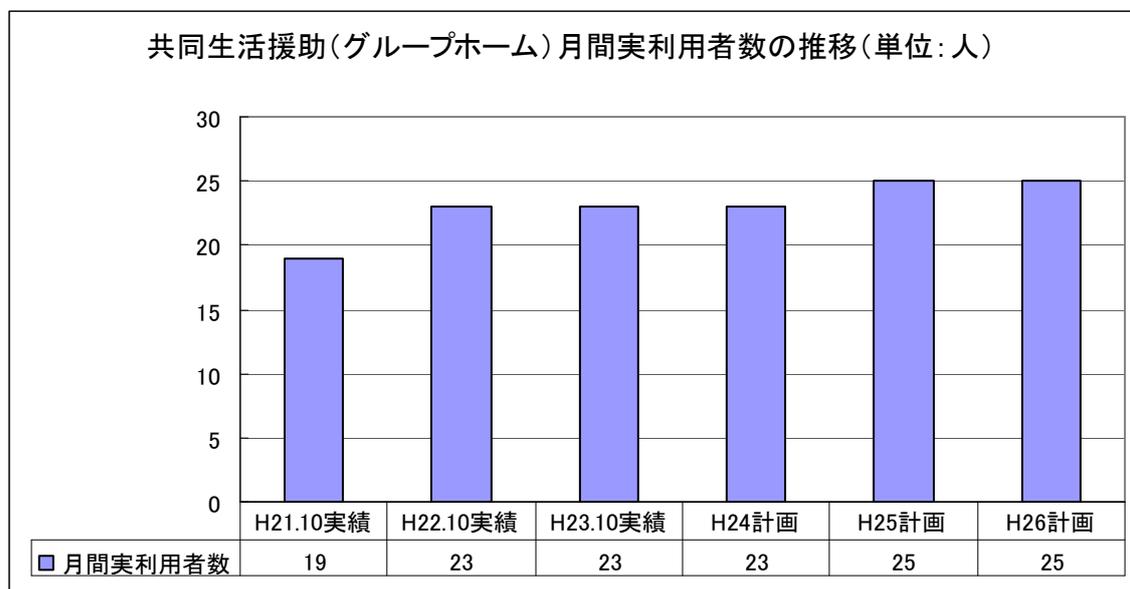
【サービスの見込量】

平成21年度が19人で、平成22年度、平成23年度は23人に増加しています。今後増加傾向が継続すると推計し、平成24年度に23人、平成25年度に25人、平成26年度に25人を見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

		H21年度実績	H22年度実績	H23年度実績	H24年度見込	H25年度見込	H26年度見込
共同生活援助	人（実利用者数）	19	23	23	23	25	25

※実績は10月分を記入



②共同生活介護（ケアホーム）

【サービスの内容】

介護を必要とする知的障害のある人、精神障害のある人に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ又は食事の介護などを行うサービスです。

【対象者】

障害程度区分2以上に該当する身体障害のある人（65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）、知的障害及び精神障害のある人を対象とします。

【現況及び方策など】

共同生活援助（グループホーム）と同様に障害のある人の自立、地域移行を支えるために欠かすことのできない基盤となる施設です。地域生活への移行がスムーズに進められるよう、施設の計画的な整備を促進するとともに、事業所との連携に努めます。

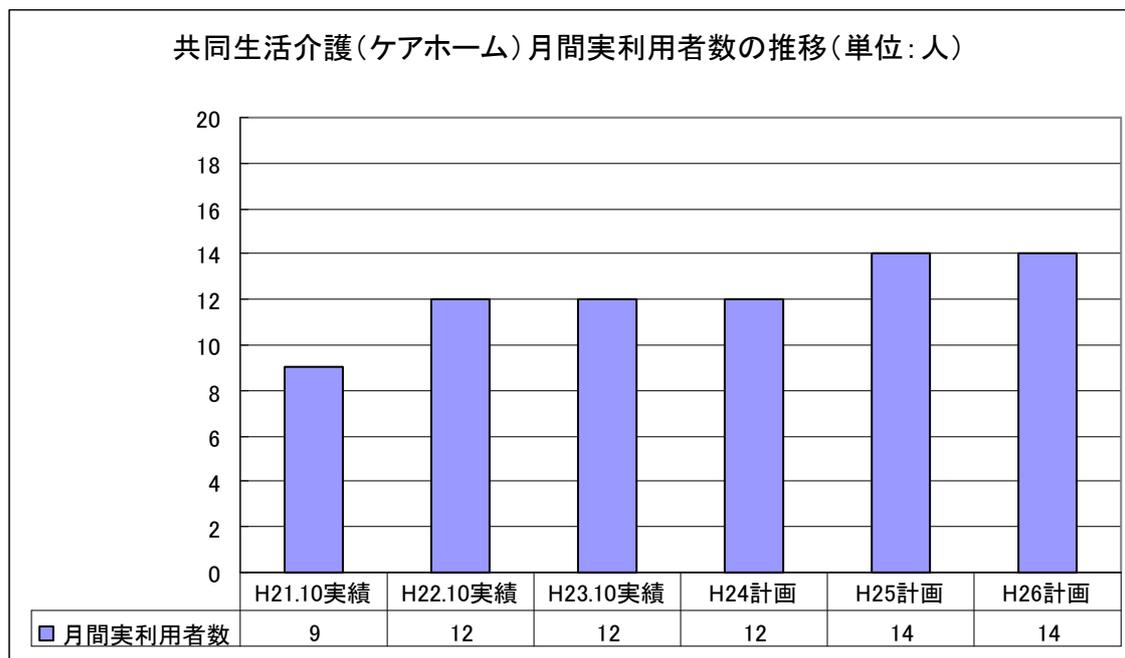
【サービスの見込量】

平成21年度が9人で、平成22年度は12人、平成23年度は12人の利用がありました。今後は増加傾向が継続すると推計し、平成24年度に12人、平成25年度に14人、平成26年度に14人を見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

		H21年度実績	H22年度実績	H23年度実績	H24年度見込	H25年度見込	H26年度見込
共同生活介護	人（実利用者数）	9	12	12	12	14	14

※実績は10月分を記入



③施設入所支援

【サービスの内容】

施設に入所する障害のある人につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事などの介護、生活などに関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

【対象者】

施設に入所する障害のある人で、次に該当する人を対象とします。

- ・ 障害程度区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の生活介護利用者
- ・ 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な人

【現況及び方策など】

平成 23 年度までの新体系施設への移行促進に伴い、新体系施設入所支援の実績は伸びてきています。

施設入所が必要な障害のある人のニーズを把握し、適切な施設との連携及び入所調整を行うとともに、地域での生活が可能な人については、障害者自立支援法に基づくサービスへの移行を支援・促進します。

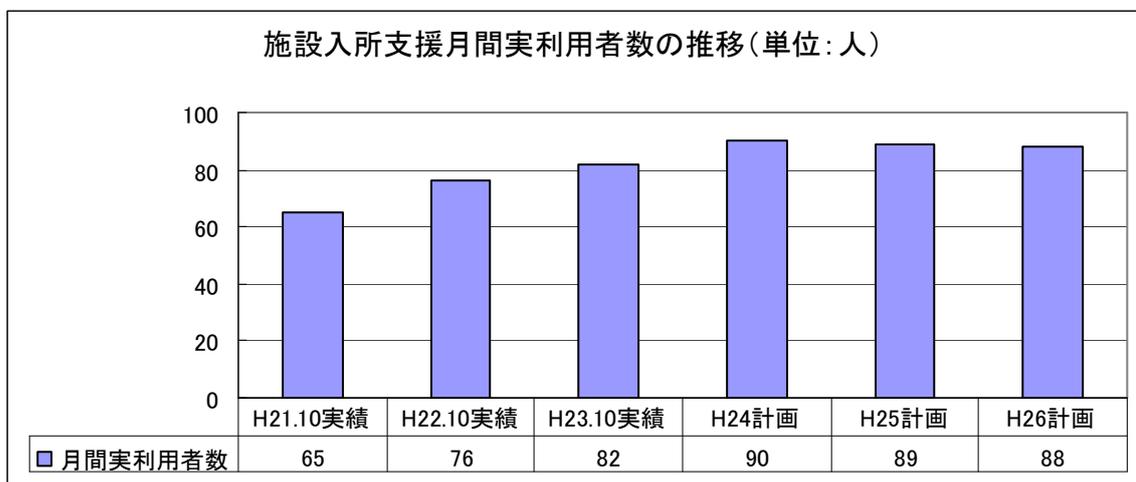
【サービスの見込量】

平成21年度が65人で、平成22年度は76人、平成23年度は82人の利用がありました。利用者数の増加傾向（待機者）などの要素と、地域生活への移行者（入所者の減少）を勘案し、平成24年度以降の利用者数を見込みました。平成24年度に90人、平成25年度に89人、平成26年度に88人を見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

		H21年 度実績	H22年 度実績	H23年 度実績	H24年 度見込	H25年 度見込	H26年 度見込
施設入所支援	人（実利用者数）	65	76	82	90	89	88

※実績は10月分を記入



4. 指定相談支援

①計画相談支援

【サービスの内容】

計画相談支援は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害のある人を対象とし、支給決定前のサービスなど利用計画（案）の作成から支給決定後のサービス事業者との連絡調整、計画の策定を行い、さらに一定期間ごとにサービスの利用状況の検証及び計画の見直しを行う（モニタリング）ことにより、障害のある人の抱えている課題の解決や適切なサービス利用を図るサービスです。なお、サービス利用計画作成などについての費用負担はありません。

【対象者】

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害のある人を対象にします。障害者自立支援法などの改正により、平成 24 年度から対象者を大幅に拡大して実施されます。なお、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合には、市が介護保険制度の居宅介護支援計画（ケアプラン）で足りると判断する場合は、サービス利用計画の作成を求めないこともできます。

【現況及び方策など】

これまでの指定相談支援は、サービス利用計画作成の対象者が限定され利用者は皆無の状況でした。しかし、障害者自立支援法などの改正により、相談支援体制の強化が図られ、特定相談支援と一般相談支援の個別給付化が図られました。

そのため、きめ細かなサービス利用計画の立案などサービス供給体制の充実を図ります。また、利用者及び障害福祉サービス事業者に対し、制度の周知徹底を行い、円滑な制度移行に努めます。

【サービスの見込量】

障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び相談支援の利用者を計画相談支援の対象として推計します。平成23年度までは皆無でしたが、平成24年度に225人、平成25年度に248人、平成26年度に269人の利用を見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

		H21年 度実績	H22年 度実績	H23年 度実績	H24年 度見込	H25年 度見込	H26年 度見込
計画相談支援	人（実利用者数）	—	—	—	225	248	269

※実績は10月分を記入

②地域移行支援

【サービスの内容】

施設入所者及び入院患者を対象に、住居の確保やその他地域における生活に移行するための支援を行うサービスです。障害者自立支援法などの改正により創設されたもので、平成 24 年度から実施されるサービスです。

【対象者】

地域移行支援では、障害者支援施設などに入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人を対象とします。

【現況及び方策など】

地域移行生活に向けた訪問相談、利用者や家族への情報提供などに努めるとともに、医療機関・行政機関などとの連携及び調整を密に行います。

【サービスの見込量】

福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数などを勘案して、利用者数の見込を推計します。新たに創設されたサービスで、平成24年度に3人、平成25年度に5人、平成26年度に6人の利用を見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

		H21年 度実績	H22年 度実績	H23年 度実績	H24年 度見込	H25年 度見込	H26年 度見込
地域移行支援	人（実利用者数）	—	—	—	3	5	6

※実績は 10 月分を記入

③地域定着支援

【サービスの内容】

一人暮らしの人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに相談その他の便宜を供与するサービスです。地域移行支援サービスと同様に、障害者自立支援法などの改正により創設されたもので、平成 24 年度から実施されるサービスです。

【対象者】

地域定着支援では、居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない障害のある人を対象とします。

【現況及び方策など】

利用者及び障害福祉サービス事業者に対し、新しい制度の周知徹底を行い、円滑な制度移行に努めます。

【サービスの見込量】

新たに創設されたサービスで、地域移行支援で見込む地域生活移行者数の6割がサービスを受給するものと想定し、平成24年度に1人、平成25年度に2人、平成26年度に2人の利用を見込みます。

【実績・計画（1か月当たり）】

		H21年 度実績	H22年 度実績	H23年 度実績	H24年 度見込	H25年 度見込	H26年 度見込
地域定着支援	人（実利用者数）	—	—	—	1	2	2

※実績は10月分を記入

5. 児童福祉法に基づくサービス（障害児通所支援サービス）

児童デイサービスは、障害者自立支援法などの改正により、平成 24 年度から児童福祉法に基づくサービス（障害児通所支援サービス：児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業）に転換されることから、本計画の対象から外れますが、参考として現況などを表示します。

【サービスの内容】

○児童発達支援事業

児童発達支援は、身近な地域の障害児支援の専門施設（児童発達支援センターなど）として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所などの障害児を預かる施設に対する援助等にも対応します。

○医療型児童発達支援事業

上肢、下肢又は体幹機能の障害のある児童につき、医療型児童発達支援センターに通わせ、児童発達支援及び治療を行います。

○放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

○保育所など訪問支援事業

保育所などを現在利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児が、保育所などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所など訪問支援」を提供することにより、保育所などの安定した利用を促進します。

【現況及び方策など】

従来の児童デイサービスについて、発達障害が障害者自立支援法の対象として明確化されたことにより、利用者の増加が期待されます。

今後は、利用者及び障害福祉サービス事業者に対し、新しい制度の周知徹底を行い、円滑な制度移行に努めます。

【実績（1 か月当たり）】

		H21 年 度実績	H22 年 度実績	H23 年 度実績	H24 年 度見込	H25 年 度見込	H26 年 度見込
児童デイサービス	人（実利用者数）	5	7	14	—	—	—
	人（延利用者数）	15	42	42	—	—	—
児童発達支援事業	人（実利用者数）	—	—	9	—	—	—
	人（延利用者数）	—	—	33	—	—	—
医療型児童発達支援事業	人（実利用者数）	—	—	—	—	—	—
	人（延利用者数）	—	—	—	—	—	—
放課後等デイサービス	人（実利用者数）	—	—	7	—	—	—
	人（延利用者数）	—	—	12	—	—	—

児童発達支援事業と放課後などデイサービスを受けている場合があるので、児童デイサービスの数値と異なる。

※実績は 10 月分を記入

第6章 地域生活支援事業の見込量

1. 相談支援事業（必須事業）

【サービスの内容】

○障害者相談支援事業

福祉サービスの利用援助（情報提供、相談など）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。障害者自立支援法等の改正により、平成24年4月から地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センターの設置が義務づけられました。

○地域自立支援協議会

サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応などのあり方に対する協議・調整、地域関係機関によるネットワーク構築に向けた協議などを行います。障害者自立支援法などの改正により、平成24年4月から地域自立支援協議会の設置が義務づけられました。

○市町村相談支援機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

○成年後見制度利用支援事業

障害により判断能力が不十分な人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。障害者自立支援法などの改正により、平成24年4月から相談支援事業の一環として、事業が義務づけられました。

※前計画で位置づけられている住宅入居等支援事業については、障害者自立支援法などの改正により、一般相談支援事業における地域定着支援に移行しました。

【対象者】

次に該当する人を対象とします。

- ・身体障害のある人
- ・知的障害のある人
- ・精神障害のある人

【現況及び方策など】

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくり、中核的な役割を果たす協議の場（地域自立支援協議会）として、坂東市地域自立支援協議会

を平成 24 年度に設置します。地域の障害福祉などのシステムづくりに関して、中心的な役割を果たす協議の場として体制強化を図ります。

一方、障害者自立支援法などの改正で新たに定められた「基幹相談支援センター」を整備し、情報の提供、相談支援などの機能を強化します。特に、就労に関する支援が地域的な課題となっており、障害者就業・生活支援センター（慈光倶楽部）などの関係機関との連携を図ります。

また、成年後見制度を利用することが必要であると認められる障害のある人への支援として、引き続き制度を維持します。

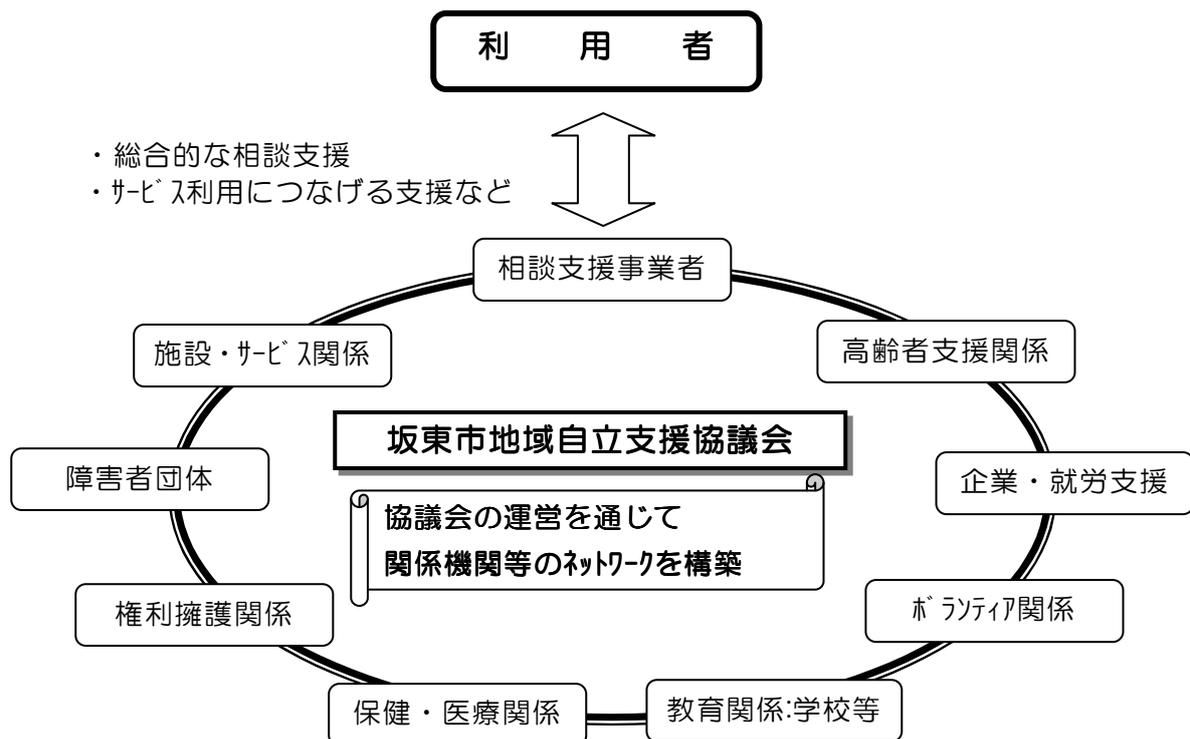
【サービスの見込量】

障害者相談支援事業、地域自立支援協議会、市町村相談支援機能強化事業及び青年後見制度利用支援事業は、既に設置・実施しており、障害者自立支援法などの制度改正の要素を勘案しながら、今後も継続していきます。

【実績・計画】

		H19.3	H21.3	H23.3	H25.3	H26.3	H27.3
障害者相談支援事業 (か所)	見込量	1	1	4	4	4	4
	実績	—	1	1	—	—	—
地域自立支援協議会	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	未実施	未実施	未実施	—	—	—
市町村相談支援機能 強化事業	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	未実施	実施	実施	—	—	—
成年後見制度利用支 援事業	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	未実施	実施	実施	—	—	—

【相談支援体制のイメージ】



2. コミュニケーション支援事業（必須事業）

【サービスの内容】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音声訳などによる支援事業などを行い、意思疎通の円滑化を図るサービスです。

- ・手話通訳者派遣事業：医療機関などで聴覚障害のある人が手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣する事業
- ・手話通訳者設置事業：手話通訳者を市役所などの窓口に配置する事業

また、視覚障害のある人に対するコミュニケーション支援については、障害者自立支援法などの改正により「同行援護」が創設され、移動時や外出先での視覚的情報の支援が制度化されました。

【対象者】

聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象とします。

【現況及び方策など】

聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者を派遣する事業や市役所窓口などの手話通訳者の設置事業（保健センター、猿島庁舎、社会福祉協議会にそれぞれ1人ずつ職員を配置）を実施するとともに、社会福祉協議会が「手話講習会」を開催し、毎年20人程度の市民の受講者があります。

今後は、コミュニケーション支援事業をより多くの人たちに周知するとともに、事業の担い手である手話通訳者などの要請や研修の充実に努めます。また、聴覚障害者の社会参加の拡大に伴い、手話通訳者の派遣範囲の拡大を検討します。

【サービスの見込量】

障害のある人の増加に伴い、サービスを望む人や利用回数の伸びが推測され、派遣する手話通訳者、要約筆記者の人数も拡大の方向に向かいます。

【実績・計画】

		H19.3	H21.3	H23.3	H25.3	H26.3	H27.3
手話通訳者派遣事業 (人)	見込量	16	18	21	20	22	24
	実績	—	5	3	—	—	—
手話通訳者設置事業 (人)	見込量	3	3	3	3	3	3
	実績	—	—	2	—	—	—
要約筆記者派遣事業 (人)	見込量	—	—	—	3	3	3
	実績	—	—	2	—	—	—

3. 日常生活用具給付事業（必須事業）

【サービスの内容】

日常生活上の便宜を図るため、在宅の障害のある人に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を給付するサービスです。

区 分	主 な 品 目
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位交換器など
②自立生活支援用具	入浴補助用具、火災報知器、聴覚障害者用屋内信号装置など
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計など
④情報・意思疎通支援用具	点字器、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭など
⑤排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
⑥居宅生活動作補助用具	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

【対象者】

重度の身体障害のある人で、各支援用具の対象要件に該当する人を対象とします。

【現況及び方策など】

取り扱う品目が多種多様であり、耐用年数などの関係から利用実績などについてはばらつきがあります。今後は、障害のある人一人一人の障害特性、ニーズなどを的確に把握し、利用者に応じた適切な日常生活用具の給付を実施します。

【サービスの見込量】

利用件数については、近年の実績等を踏まえて、今後若干の増加を見込みます。

【実績・計画】

		H19.3	H21.3	H23.3	H25.3	H26.3	H27.3
介護・訓練支援用具 (件)	見込量	1	1	1	2	2	2
	実績	—	5	3	—	—	—
自立生活支援用具 (件)	見込量	3	3	3	10	10	10
	実績	—	6	—	—	—	—
在宅療養等支援用具 (件)	見込量	—	—	—	10	10	10
	実績	1	1	8	—	—	—
情報・意思疎通支援 用具(件)	見込量	3	3	3	5	5	5
	実績	2	4	2	—	—	—
排せつ管理支援用具 (件)	見込量	320	330	345	750	780	810
	実績	254	638	718	—	—	—
居宅生活動作補助用 具(住宅改修費)(件)	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	1	2	—	—	—	—
日常生活用具等給付 事業計(件)	見込量	330	340	355	779	809	839
	実績	258	656	731	—	—	—

※実績、見込量とも延べ件数

4. 移動支援事業（必須事業）

【サービスの内容】

社会生活上必要不可欠な外出（官公庁、金融機関、公的行事、買物、通所・通院、冠婚葬祭など）及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動について、ヘルパーによる介護支援を行うサービスです。平成 23 年 10 月からは、視覚障害のある人を対象にした同行援護サービスが創設されたことにより、移動支援とのすみ分けが実施されました。

通所、通学時の移動の支援も含めた「社会生活上必要不可欠な外出」については、必要時間数の利用を可能とし、「余暇活動などの社会参加のための外出」については、一定時間数の範囲内で利用可能としています。

【対象者】

屋外での移動に著しい困難を伴う全身性障害のある人、知的障害のある人や一人での外出が困難な精神障害のある人を対象とします。

【現況及び方策など】

現在、ライフヘルプセンター昇祐会ほか 2 事業所に委託して事業を進めています。

利用者自身が自らの障害の状況にあった事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行うとともに、研修の実施などによりサービスの質の向上を図ります。

【サービスの見込量】

障害者自立支援法の改正に伴い、平成 23 年 10 月から視覚障害のある人を対象にした同行援護サービスが創設され、移動支援利用者の一部が同制度に移行することを勘案し算出しました。

【実績・計画】

		H19.3	H21.3	H23.3	H25.3	H26.3	H27.3
移動支援事業（人）	見込量	—	12	15	10	10	10
	実績	—	4	2	—	—	—

5. 地域活動支援センター事業（必須事業）

【サービスの内容】

地域活動支援センター事業は、在宅で障害のある人が地域活動支援センターへ来所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受け、社会との交流の促進などを行うサービスです。基礎的事業として、創作的な活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を実施します。また、機能強化事業として、相談事業、専門職員の配置による支援、地域施設などとの連携強化、地域ボランティアの育成・普及及び啓発、機能訓練、社会適応訓練、自立と生きがいを高めるための事業などを実施します。

区 分	内 容
地域活動支援センターⅠ型 （精神障害者地域活動支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進にかかる理解啓発などを行う。相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。職員は基礎的事業による職員のほか1人以上を配置し、うち2人以上を常勤とする。利用者数は、1日当たりの実利用人員がおおむね20人以上であることが必要
地域活動支援センターⅡ型 （デイサービス型地域活動支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用・就労が困難な在宅の障害がある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施する。職員は基礎的事項による職員のほか1人以上を配置し、うち1人以上を常勤とし、利用者数は、1日当たり実利用人員がおおむね15人以上であることが必要
地域活動支援センターⅢ型 （作業所型地域活動支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で障害のある人のための援護対策として地域の障害者団体などによって、適所での援護事業（小規模作業所）の実績をおおむね5年以上有し、安定的な運営が図られていることが必要 ・このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも必要です。職員については、基礎的事項による職員のうち1人以上を常勤とし、基礎的事業における職員配置は、2人以上とし、うち1人は専任者である必要がある。利用者数は、1日当たり実利用人員がおおむね10人以上でなければならない。

【対象者】

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人を対象とします。

【現況及び方策など】

市内には、地域活動支援センターⅠ型として「地域活動支援センター煌（きらめき）」、地域活動支援センターⅢ型として「地域活動支援センターはあとぽっぽ」、「地域活動支援センターそよかぜ」、基礎的事業のみを行う「地域活動支援センターほほえみ」があります。

地域活動支援センターは、地域の実情に応じて提供する事業ですので、法定サービスとの違いの整理や地域における役割を整理し、事業内容の充実を図ります。

【サービスの見込量】

地域活動支援センター事業は、見込量（設置か所数）は達成されていますが、地

域バランスや障害種別など、利用者ニーズに対応した活動内容の充実により利用者数の増加を見込みます。

【実績・計画】

		H19.3	H21.3	H23.3	H25.3	H26.3	H27.3
基礎的事業（か所）	見込量	4	4	4	4	4	4
	実績	—	3	4	—	—	—
地域活動支援センターⅠ型（か所）	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	—	1	1	—	—	—
地域活動支援センターⅡ型（か所）	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績	—	—	—	—	—	—
地域活動支援センターⅢ型（か所）	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	—	2	2	—	—	—
機能強化事業（か所）	見込量	4	4	4	4	4	4
	実績	—	3	3	—	—	—

6. その他の事業（任意事業）

1) 日中一時支援事業

【サービスの内容】

日中一時支援事業は、在宅で介護している家族の急用や一時的な休息などを目的に、障害のある人や障害のある子どもを一時的に障害者福祉サービス事業所などにおいて見守りなどを行うサービスです。

【対象者】

日中、介護をする人がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障害のある人及び障害のある子どもを対象とします。

【現況及び方策など】

利用者数は増加しています。今後も、利用促進に努め、障害のある人及び障害のある子どもや、その家族などの負担の軽減を図ります。

【サービスの見込量】

利用者数は年々増加の傾向にあり、今後も増加傾向で推移するものとし（平成 23 年の実績に毎年 3 人増加）、平成 24 年度 40 人、平成 25 年度 43 人、平成 26 年度 46 人の利用を見込みます。

【実績・計画】

		H19.3	H21.3	H23.3	H25.3	H26.3	H27.3
日中一時支援事業 (人)	見込量	15	19	19	40	43	46
	実績	—	30	37	—	—	—

2) 訪問入浴サービス事業

【サービスの内容】

介護保険制度サービス対象に該当しない 65 歳未満の重度心身障害のある人で通常の方法で入浴が困難な人の居宅に巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを行い、心身の清潔の保持、心身機能の維持及び介護者の負担軽減などを行うためのサービスです。

【対象者】

家族又は同居人の介助のみによっては入浴が困難な人で、肢体不自由 1・2 級、体幹機能障害 1・2 級の人を対象とします。

【現況及び方策など】

平成 22 年度中の利用者数は実員 3 人、延人員 87 人となっています。利用を希望する人の状況を考慮しながら、適正に事業を実施していく必要があります。

サービスを必要とする人の把握に努めるとともに、サービス内容の周知と利用の促進を図ります。

【サービスの見込量】

平成 24 年度以降については、利用者数は横ばいを続けるものと見込みます。

【実績・計画】

		H19.3	H21.3	H23.3	H25.3	H26.3	H27.3
訪問入浴サービス事業（人）	見込量	1	2	2	3	3	3
	実績	—	—	3	—	—	—

3) スポーツ・レクリエーション教室開催などの事業

【現況】

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇などに資するとともに、社会参加を促進する必要があります。そのため、障害のある人を対象に、ボーリング大会、グランドゴルフなどを開催しています。また、毎年秋には「将門マラソン」を開催し、障害のある人も各地から多数参加しています。さらに、茨城県主催のスポーツ大会などへの参加も行っています。

【方策など】

- 積極的に外へ出る機会をつくり、体力増進と親睦交流を深めるために、ボーリング、グランドゴルフなどの軽スポーツ大会を開催します。
- スポーツ・レクリエーション教室などを開催し、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の機会をつくり、余暇活動を行うとともにボランティアなど地域交流の促進を図ります。
- 市等で開催している各種スポーツ・レクリエーション活動についての情報提供と参加呼びかけに努めます。
- また、ブラインドダンス・サウンドテーブルテニス（視覚障害の人を対象）など、新たな種目についても積極的に紹介し、普及啓発に努めます。

4) 芸術・文化講座開催などの事業

【現況】

障害のある人の芸術・文化活動については、各種障害者団体などにおいて積極的な取組が行われています。市としても、カラオケ大会、書道教室、絵画教室などを開催しています。また、「リンゴ狩り」、「そり遊び」などの泊りがけの事業も開催し、障害のある人が親子で楽しく参加しています。

今後これらの事業などについての情報提供に努めるとともに、多様なニーズに応え、より多くの障害のある人が参加できるよう地域での活動を支援していく必要があります。

【方策など】

- 障害のある人に向けた生涯学習の情報提供と相談体制の充実を図るとともに、多様な学習ニーズに応えられる学習機会を提供するなど、学習活動の支援に努めます。
- 芸術・文化活動、学習活動などの指導が行える人を、ボランティアとして地域の中から発掘・活用し、障害のある人の多様な活動への支援に努めます。
- 障害のある人を対象とした事業だけでなく、広く市民を対象とした事業においても障害のある人の参加を促進します。

5) 奉仕員養成研修事業

【サービスの内容】

聴覚障害などのある人のコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成・確保を図ります。

【対象者】

奉仕員などとしての活動を希望する市民を対象とします。

【現況及び方策など】

奉仕員を希望する市民の確保と、育成後の活動機会の提供が課題となっており、聴覚障害のある人などの社会参加を促進するため、奉仕員などの養成を図ります。

【実績・計画】

		H19.3	H21.3	H23.3	H25.3	H26.3	H27.3
奉仕員養成研修事業 (人)	見込量	20	20	20	20	20	20
	実績	—	—	—	—	—	—

6) 自動車運転免許取得・改造費助成事業

【サービスの内容】

障害のある人に対し、生活活動の範囲拡大と移動の利便性を高め、自立更生を促進することを目的に、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【対象者】

- 自動車運転免許取得
 - ・4級以上の身体障害者手帳所持者を対象とします。
- 自動車改造費助成
 - ・上肢、下肢又は体幹機能障害 1・2級の身体障害者手帳所持者を対象とします。

【現況及び方策など】

平成22年度中には、自動車運転免許取得事業で1人、自動車改造費助成事業で1人の利用がありました。

地域における障害のある人の生活を支援するため、引き続き制度を維持し、必要な量の確保に努めます。

【サービスの見込量】

今後とも平成22年度中の見込み量で推移するものと見込みます。

【実績・計画】

		H19.3	H21.3	H23.3	H25.3	H26.3	H27.3
自動車運転免許取得事業(人)	見込量	—	—	2	2	2	2
	実績	—	—	1	—	—	—
自動車改造費助成事業(人)	見込量	1	1	1	2	2	2
	実績	2	2	1	—	—	—

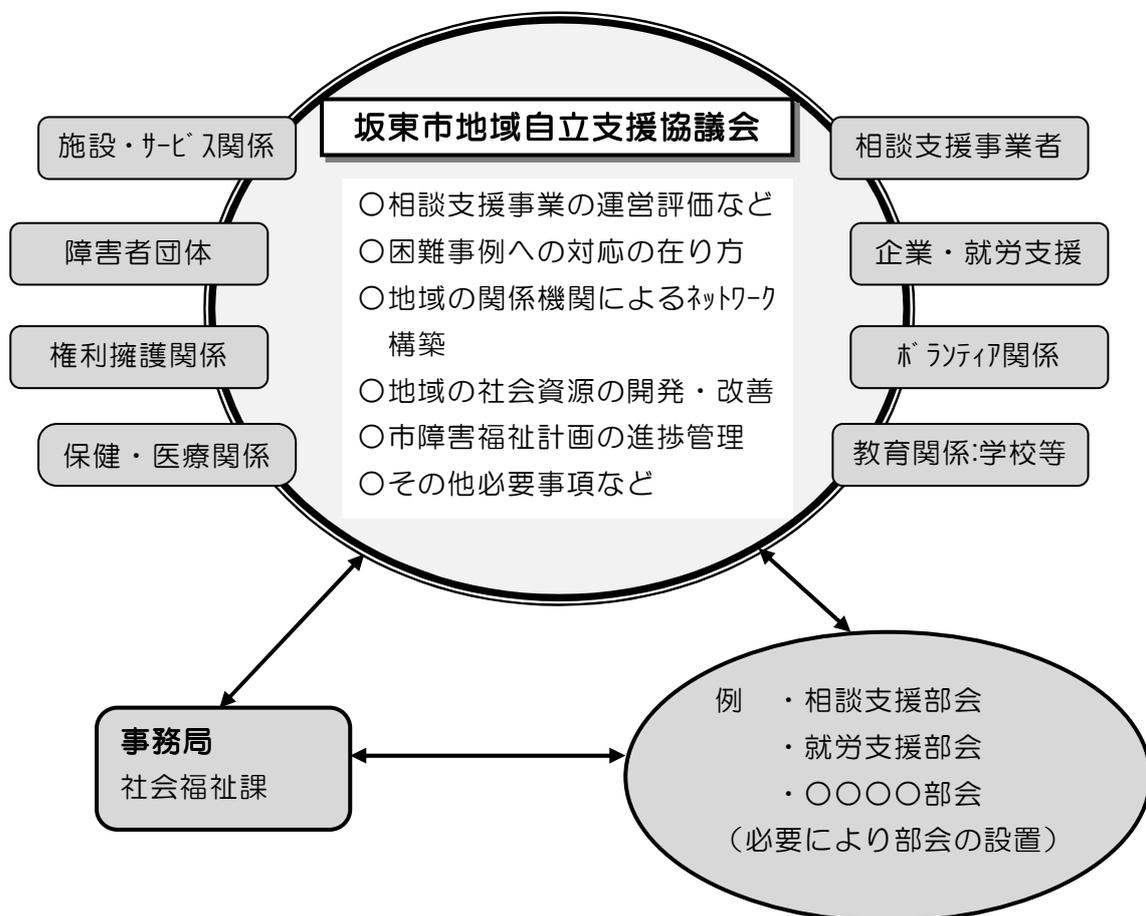
第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

障害のある人が地域で自立して生活していくためには、障害福祉サービス事業所や教育・就労・医療・保健、権利擁護などの機関、ボランティア団体など地域内の多様な社会資源の間のネットワーク化が必要不可欠になっています。また、必要なサービス量を確保するためには、行政はもちろんのこと、障害福祉サービス事業所、関係団体、障害当事者などが、それぞれの役割を積極的に果たしていくことで、サービス供給体制の整備が図られ、総合的な計画が推進されます。

平成22年12月公布の障害者自立支援法など改正する法律により、「地域自立支援協議会」が明確に位置づけられました。そのため、指定相談支援事業者、サービス事業所などの保健・医療・福祉関係者などで構成された「坂東市地域自立支援協議会」を設立し、地域における相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援などの方策の検討のもと、効果的な連携と幅広い意見交換を図り、地域の共通する課題に取り組みます。また、本計画の進捗状況評価についても「坂東市地域自立支援協議会」に諮るものとします。

【坂東市地域自立支援協議会の体制】



※これまで、自立支援協議会の位置づけが法律上不明確であり、その設置の促進や運営の活性化を図るため、法律上の根拠を設けました。

【障害者自立支援法（平成 22 年法律第 71 号）（抜粋）】

第 89 条の 2 地方公共団体は、単独又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を置くことができる。

2 前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

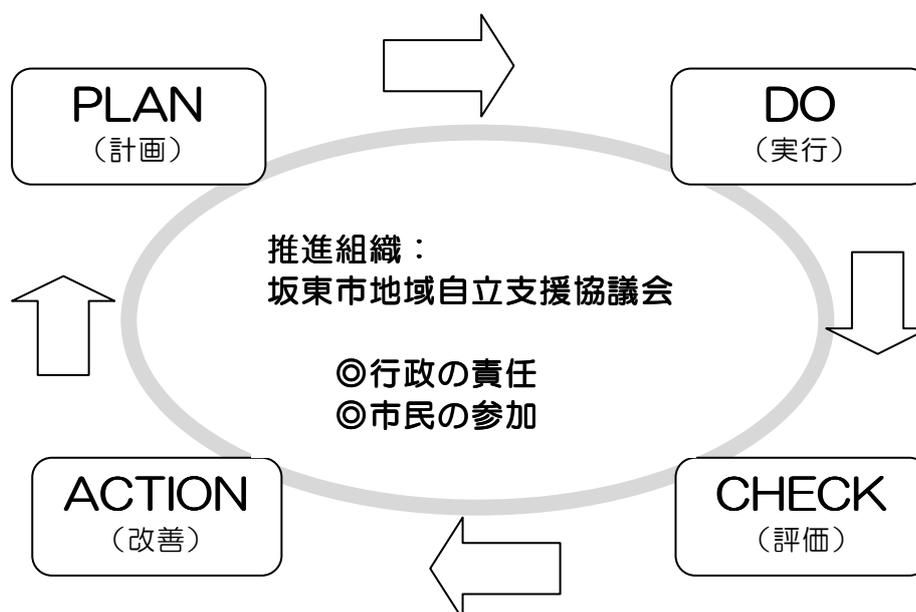
2. 計画の進行管理

坂東市地域自立支援協議会において、本計画の進捗状況や効果を定期的に点検・評価し、その評価結果を踏まえながら、適切な見直しを行い、PDCA サイクルにより計画内容の一層の充実を図ります。

また、平成 22 年 12 月に公布された障害者自立支援法などの改正法における同行援護などの法定サービスの創設や相談支援事業の充実、障害児支援の強化などに適切に対応していきます。さらに、平成 25 年 8 月を目途に障害者総合福祉法（仮称）への改正が予定されており、法令に応じた制度の見直しを実施していきます。

このほかにも社会情勢の変化や茨城県・近隣市町村の動向、障害のある人のニーズの変化、市の財政状況等に応じ、サービスの必要量、サービスの確保のための施策を見直し、必要に応じた計画の弾力的な運用に努めていきます。

【PDCA サイクルによるマネジメント】



3. 行政と市民の協働のしくみ

計画の推進は、行政だけでできるものではなく、行政や市民、団体などがそれぞれの役割を担い、連携していくことが必要不可欠です。そのため、障害者団体、社会福祉協議会、医師会、商工団体、ボランティア団体などの協力を仰ぎ、地域の中で様々な活動をしている多様な市民やグループ等との相互協力に今後とも努めながら、障害者の社会参加に向けて、行政と市民の協働作業を推進します。

資料編

資料 1 坂東市障害福祉計画策定委員会要綱

(設置)

第 1 条 障害者施策に関する基本理念及び障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)に基づき、障害者の自立及び社会参加を促進する計画を策定するため、坂東市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定のために必要な調査、研究等に関すること。
- (2) 計画案の作成に関すること。
- (3) 関係部門等との総合調整に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福祉関係団体の代表

3 委員は、第 2 条の任務が終了したときは、職を離れるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、第 2 条に定める任務が終了したとき、その効力を失う。

資料 2 坂東市障害福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属	職 種
◎染 谷 孝	教育民生常任委員長	市議会議員代表
石 川 寛 司	教育民生常任副委員長	
平 田 勝	伊奈養護学校 進路指導主事	学識経験者
菊 池 あけみ	結城養護学校 教諭	
結 束 明 広	下妻養護学校 教諭	
石 田 久美子	常総保健所長	
和 田 孝 子	しずかの創造苑施設長	福祉団体代表
板 垣 賢 司	めふきの苑施設長	
木 村 美智子	暁厚生園事務長	
中 川 隆 子	慈光学園施設長	
秋 山 浩 二	坂東市社会福祉協議会	
○富 山 忠 保	坂東市身体障害者福祉協議会会長	
栗 原 芳 男	坂東市心身障害者児父母の会会長	
海老原 長 臣	坂東市視覚障害者福祉協会会長	
染 谷 隆 一	坂東市保健福祉部長	

資料 3 坂東市障害福祉計画策定経過

年 月 日	名 称	内 容
平成 23 年 10 月 20 日 ～11 月 7 日	アンケート調査実施 対象：「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者 配布数：1,959 人、回収数：1,030 人 回収率：52.6%	
平成 23 年 12 月 8 日	障害者関係団体聞き取り調査実施 対象：坂東市内の障害者団体等 5 団体	
平成 23 年 12 月 22 日	第 1 回坂東市障害福祉計画策定委員会	(1) 委嘱状及び任命書交付 (2) 自己紹介 (3) 委員長及び副委員長の選出 (4) 坂東市障害福祉計画策定委員会設置要綱 (5) 坂東市障害福祉計画策定の概要 (6) 市民アンケート (7) その他
平成 24 年 1 月 31 日	第 2 回坂東市障害福祉計画策定委員会	(1) 坂東市障害福祉計画素案について (2) 今後の日程について (3) その他
平成 24 年 3 月 23 日	第 3 回坂東市障害福祉計画策定委員会	(1) 坂東市障害福祉計画案修正事項について (2) パブリックコメントの報告について (3) その他

資料 4 第 3 期計画におけるサービス量見込量一覧

障害福祉サービスの見込量（1 か月当たり）

		平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度 (見込量)	平成 25 年度 (見込量)	平成 26 年 度(見込量)
居宅介護	人(実利用者数)	16	20	23	25
	時間(延べ利用時間)	268	300	345	375
重度訪問介護	人(実利用者数)	—	—	—	—
	時間(延べ利用時間)	—	—	—	—
同行援護	人(実利用者数)	…	2	2	2
	時間(延べ利用時間)	…	15	15	15
行動援護	人(実利用者数)	—	—	1	1
	時間(延べ利用時間)	—	—	15	15
重度障害者等 包括支援	人(実利用者数)	—	—	—	—
	時間(延べ利用時間)	—	—	—	—
生活介護	人(実利用者数)	105	110	115	120
	人日(延べ利用者数)	2,310	2,420	2,530	2,640
自立訓練(機 能訓練)	人(実利用者数)	1	1	1	1
	人日(延べ利用者数)	20	20	20	20
自立訓練(生 活訓練)	人(実利用者数)	3	3	3	3
	人日(延べ利用者数)	63	63	63	63
就労移行支援	人(実利用者数)	14	14	15	15
	人日(延べ利用者数)	280	280	300	300
就労継続支援 (A 型)	人(実利用者数)	2	4	4	4
	人日(延べ利用者数)	40	80	80	80
就労継続支援 (B 型)	人(実利用者数)	35	40	45	50
	人日(延べ利用者数)	700	840	945	1,050
療養介護	人(実利用者数)	1	3	3	3
	人日(延べ利用者数)	29	90	90	90
短期入所	人(実利用者数)	8	8	9	9
	人日(延べ利用者数)	56	56	63	63
共同生活援助	人(実利用者数)	23	23	25	25
共同生活介護	人(実利用者数)	12	12	14	14
施設入所支援	人(実利用者数)	82	90	89	88
計画相談支援	人(実利用者数)	…	225	248	269
地域移行支援	人(実利用者数)	…	3	5	6
地域定着支援	人(実利用者数)	…	1	2	2

地域生活支援事業の見込量

		平成 22 年度 (実績)	平成 24 年度 (見込量)	平成 25 年度 (見込量)	平成 26 年度 (見込量)
障害者相談支援事業	か所	1	4	4	4
地域自立支援協議会	有無	未実施	実施	実施	実施
市町村支援機能強化事業	有無	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	有無	実施	実施	実施	実施
手話通訳者派遣事業	人	3	20	22	24
手話通訳者設置事業	人	2	3	3	3
要約筆記者派遣事業	人	2	3	3	3
介護訓練支援用具	件	3	2	2	2
自立生活支援用具	件	—	10	10	10
在宅療養等支援用具	件	8	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	2	5	5	5
排せつ管理支援用具	件	718	750	780	810
居宅生活動作補助用具	件	1	2	2	2
移動支援事業	人	2	10	10	10
地域活動支援センター-基礎的事業	か所	4	4	4	4
地域活動支援センターⅠ型	か所	1	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	か所	—	1	1	1
地域活動支援センターⅢ型	か所	2	2	2	2
地域活動支援センター-機能強化事業	か所	3	4	4	4
日中一時支援事業	人	37	40	43	46
訪問入浴サービス事業	人	3	3	3	3
奉仕員養成研修事業	人	—	20	20	20
自動車運転免許取得事業	人	2	2	2	2
自動車改造費助成事業	人	1	2	2	2

資料5 アンケート調査結果概要

1. 調査の目的

本調査は、坂東市第3期障害福祉計画を策定するに当たり、市内に在住する障害者（児）の生活実態、障害福祉サービスなどの利用状況及び今後の利用意向、保健福祉施策などへの意見、要望などをおうかがいし、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

2. 調査対象者

坂東市にお住まいの「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方を対象として調査を行いました。

3. 調査の実施

- ①調査基準日 平成23年10月1日（土）
- ②調査期間 平成23年10月20（木）～11月7日（月）
なお、締め切り後に提出された調査票については、11月16日（水）までに到着したのものについては集計に加えています。
- ③調査方法 調査票による、本人及び家族・介護者が記入（無記名）
郵送配布・郵送回収による郵送調査
- ④調査内容
- ・性別・年齢・ご家族などについて【問1～問8】
 - ・障害の状況について【問9～問14】
 - ・住まいや暮らしについて【問15～問18】
 - ・現在悩んでいること・相談・情報提供について【問19～問22】
 - ・権利擁護について【問23～問24】
 - ・福祉サービスなどについて【問25～問26】
 - ・保健医療について【問27～問29】
 - ・外出や生活環境について【問30～問35】
 - ・地域防災について【問36～問39】
 - ・地域福祉や障害への理解について【問40～問45】

⑤回収状況

配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回収率
1,959	1,030	52.6%	1,030	52.6%

4. 全体集計結果

全体集計の結果について以下に示します。

問1 お答えいただくのは、どなたですか。（○は1つだけ）

1. 本人	61.9%	4. その他	0.5%
2. 家族	30.7%	5. 無回答	5.7%
3. 施設	1.2%		

あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族などについて

問2 あなたの性別は、次のうちどれですか。（○は1つだけ）

1. 男性	51.8%	2. 女性	42.3%	3. 無回答	5.8%
-------	-------	-------	-------	--------	------

問3 あなたの年齢（平成23年10月1日現在）は、次のうちどれですか。（○は1つだけ）

1. 0～9歳	1.9%	6. 50～59歳	13.6%
2. 10～18歳	3.2%	7. 60～64歳	12.1%
3. 19～29歳	3.7%	8. 65～74歳	22.6%
4. 30～39歳	5.9%	9. 75歳以上	28.5%
5. 40～49歳	7.7%	10. 無回答	0.7%

問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。あなたからみた続柄でお答えください。（○はいくつでも可）

1. 父母・祖父母・兄弟・姉妹	26.4%
2. 配偶者（夫または妻）	46.5%
3. 子ども（単身で家族は持っていない）	19.9%
4. 子ども（家族を持っている）	29.4%
5. 友人、仲間	0.8%
6. 一人で暮らしている	6.4%
7. 福祉施設などで共同生活	4.4%
8. 病院に入院中	2.6%
9. その他	2.4%
10. 無回答	0.9%

問5 あなたを含め、何人で暮らしていますか。（○は1つだけ）

1. 1人	6.6%	4. 4人以上	50.2%
2. 2人	18.9%	5. 無回答	2.7%
3. 3人	21.6%		

問6 日常生活に支援が必要な場合、あなたを主に援助（口添えやうながし）・介助（手助け）・介護（看護）しているのは、どなたですか。（○は1つだけ）

1. 父母・祖父母・兄弟・姉妹	18.0%
2. 配偶者（夫または妻）	34.6%
3. 子ども（子の配偶者や孫を含む）	17.5%
4. 友人、仲間	1.2%
5. ボランティアの方	0.2%
6. ホームヘルパーや施設・病院の職員	7.4%
7. その他	1.7%
8. 介助・介護は受けていない ⇒問8へ	12.4%
9. 無回答	7.1%

問7 支援（援助・介助・介護）について、感じていることは何ですか。（○はいくつでも可）

1. 支援者自身の健康に不安がある	23.0%
2. 代わりに支援を頼める人がいない	15.8%
3. 緊急時の対応に不安がある	21.6%
4. 身体的な負担が大きい	14.1%
5. 精神的な負担が大きい	16.8%
6. 経済的な負担が大きい	21.0%
7. 支援者が仕事に出られない	7.2%
8. 支援者が外出や旅行に出かけられない	12.4%
9. 支援者に休養や息抜きの時間がない	9.5%
10. 支援者が高齢であることに不安がある	15.1%
11. その他	1.0%
12. 特にない	19.6%
13. 無回答	21.4%

問8 あなた以外の同居人で、支援（援助・介助・介護）を必要とする人がいますか。

（○はいくつでも可）

1. 配偶者	3.9%	5. その他親族	1.6%
2. 子ども	6.3%	6. その他	0.0%
3. 親	5.5%	7. いない	81.3%
4. 兄弟・姉妹	1.6%	8. 無回答	3.1%

あなたの障がいの状況について

問9 あなたは、身体障害者手帳をお持ちですか。(〇はいくつでも可)

1. 1級	27.9%	5. 5級	4.9%
2. 2級	16.4%	6. 6級	3.9%
3. 3級	13.9%	7. 持っていない	11.6%
4. 4級	15.1%	8. 無回答	6.4%

問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、障がいの区分は次のうちどれですか。(複数の〇可)

1. 視覚障がい	5.3%	5. 肢体不自由(下肢)	31.1%
2. 聴覚障がい、平行機能障がい	6.9%	6. 肢体不自由(体幹)	10.3%
3. 音声・言語・そしゃく機能障がい	4.6%	7. 内部障がい(1~6以外)	23.9%
4. 肢体不自由(上肢)	16.7%	8. 無回答	22.9%

問11 あなたは、療育手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

1. 〇判定	3.9%	4. C判定	1.8%
2. A判定	3.9%	5. 持っていない	68.7%
3. B判定	4.8%	6. 無回答	16.9%

問12 あなたは、精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(〇は1つだけ)

1. 1級	2.9%	4. 持っていない	75.4%
2. 2級	6.0%	5. 無回答	12.2%
3. 3級	3.4%		

問13 40歳以上の方にお尋ねします。あなたは介護保険の要介護認定を受けていますか。

(〇は1つだけ)

1. 要支援1	2.9%	8. 認定を申請中	0.3%
2. 要支援2	4.5%	9. 認定検査を受けたことはない	50.6%
3. 要介護1	1.5%	10. 認定検査を受けたが、認定されなかった	0.5%
4. 要介護2	4.7%	11. わからない	13.2%
5. 要介護3	4.4%	12. 無回答	9.6%
6. 要介護4	3.7%		
7. 要介護5	4.1%		

問 14 あなたは①～⑪のことをするとき、支援等が必要ですか。もし必要であれば、支援をお願いするのは主にどなたですか。

	(1) 支援(援助・介助・介護)が必要なのは、どのようなときですか。				
	自分で出来る	援助があると出来る	時々介助・介護が必要	常に介助・介護が必要	無回答
①食事をするとき	60.4	5.9	3.5	6.6	23.6
②薬を飲んだり保管したりするとき	51.6	9.6	2.4	11.3	25.1
③入浴する・トイレを使用するとき	52.4	6.3	5.2	12.1	23.9
④着替えをするとき	53.8	6.2	5.0	10.9	24.1
⑤料理・掃除・洗濯をするとき	35.0	9.5	4.8	21.2	29.6
⑥外出するとき(通院や買い物など)	32.1	13.8	4.7	24.3	25.1
⑦自分の言いたいことを他人に伝えたいとき	53.7	6.9	4.8	7.6	27.1
⑧生活費などお金の管理	42.3	7.7	2.6	19.6	27.8
⑨日常の暮らしに必要な事務手続きなど	32.4	13.3	3.2	23.5	27.6
⑩緊急時に避難・連絡したいとき	34.1	13.5	2.6	23.0	26.8
⑪戸締りや火の始末など身の安全保持	42.2	7.3	3.4	19.7	27.4

(2) : (1)で「2」、「3」、「4」に○印を付けた方におたずねします。支援をお願いするのは、主にどなたですか。				
家族や親戚	友人・近所・ボランティアの人	ヘルパー・施設の職員	その他	無回答
66.7	0.6	21.2	2.4	9.7
68.3	0.8	18.3	2.1	10.8
58.2	0.4	26.2	2.9	13.1
63.2	0.0	18.9	1.8	16.7
70.7	0.3	11.0	1.9	16.2
70.0	1.1	8.4	2.5	18.0
71.6	0.5	13.7	2.5	12.2
75.3	0.0	8.8	2.3	13.6
73.5	0.2	7.0	1.9	17.7
70.0	1.2	9.2	1.5	18.4
73.2	0.3	11.5	2.2	13.1

住まいや暮らしについて

問 15 あなたは現在、どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

1. 一人で暮らしている	7.1%
2. 家族と一緒に暮らしている	80.7%
3. 福祉施設で(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	3.6%
4. 仲間と共同生活をしている(グループホーム、ケアホーム)	1.5%
5. 病院へ入院している	3.1%
6. その他	0.9%
7. 無回答	3.2%

問 16 あなたは今後、どのように暮らしたいですか。(〇は1つだけ)

1. このままで良い	65.2%	6. グループホーム、ケアホーム	
2. 夫婦で暮らしたい	10.6%	で暮らしたい	2.7%
3. 子どもと暮らしたい	5.1%	7. 一人で暮らしたい	2.6%
4. 親と暮らしたい	3.2%	8. その他	2.4%
5. 福祉施設で暮らしたい	3.9%	9. 無回答	4.2%

問 17 あなたの世帯の課税状況は、次のうちどれですか。(〇は1つだけ)

1. 市民税課税世帯	58.0%	3. わからない	20.2%
2. 市民税非課税世帯	14.2%	4. 無回答	7.7%

問 18 あなたが生活していく上での収入は次のうち、どれですか。(〇はいくつでも可)

1. 勤め先の給与・賃金	10.9%	6. 財産収入(家賃収入など)	1.7%
2. 通所施設・作業所などの工賃	1.4%	7. 年金・特別障害者手当など	60.8%
3. 同居家族の給与・援助	35.2%	8. その他	4.7%
4. 別居家族や親戚の援助	1.5%	9. 無回答	4.7%
5. 事業収入(自営業など)	8.1%		

現在悩んでいること・相談・情報提供について

問 19 あなたは、現在悩んでいることや相談したいことがありますか。（主なもの3つまで○）

1. 生活費が足りないこと	21.7%
2. 医療費が多くかかること	12.5%
3. 仕事の収入が少ないこと	9.0%
4. 働くところがないこと	7.8%
5. 医療機関が少ないこと	8.7%
6. 外出しにくいこと	16.4%
7. 住宅で使いにくい所があること	7.8%
8. 一人で住みたいが住居がないこと	0.5%
9. 親なきあとのこと	11.5%
10. 介助をする人がいないこと	2.4%
11. 結婚したいが相手がないこと	2.4%
12. 気軽に相談する所がないこと	5.2%
13. 地域の人との交流がないこと	4.5%
14. 周りの人の理解が少ないこと	5.6%
15. 訓練が十分に出来ないこと	3.3%
16. その他	4.4%
17. 特に困っていることはない	29.6%
18. 無回答	11.5%

問 20 あなたが悩んでいることを相談する相手は誰（どこ）ですか。（主なもの3つまで○）

1. 家族・親戚	78.6%
2. 友人・知人	15.7%
3. 保育所・幼稚園・学校・職場	2.8%
4. ホームヘルパー	2.8%
5. 福祉施設や作業所	6.0%
6. 市役所の関係課（福祉事務所等）	9.5%
7. 民生委員・児童委員	1.4%
8. 福祉センター	3.8%
9. 保健センター	1.5%
10. 病院・診療所（医院）	19.6%
11. 医療センター診療所	1.9%
12. 障がい者の団体	1.7%
13. その他	4.7%
14. 無回答	8.7%

問 21 いろいろな福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。

(主なもの3つまで○)

1. 家族・親戚	36.8%	8. 福祉センター	7.1%
2. 友人・知人	13.6%	9. 病院・診療所(医院)	17.8%
3. テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	25.6%	10. 保育所・幼稚園・学校・職場	2.3%
4. インターネット	4.4%	11. 障がい者の団体	4.0%
5. 広報ばんどう	38.4%	12. その他	4.0%
6. 福祉施設や作業所	7.6%	13. 無回答	7.7%
7. 市役所の関係課(福祉事務所等)	20.9%		

問 22 相談しやすい体制をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(○はいくつでも可)

1. 曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる	42.8%
2. 信頼出来る相談者がいる	34.8%
3. 身近な場所で相談できる窓口がある	34.3%
4. インターネットでの相談ができる	3.6%
5. 電話での相談を充実する	18.5%
6. ファックスや福祉電話の貸付サービスを行う	2.4%
7. その他	1.8%
8. 特にない	17.6%
9. 無回答	9.9%

権利擁護について

問 23 成年後見制度とは、知的障がいや精神障がいなどの理由により、判断能力が十分でない方の財産などの権利を守る制度です。あなたは、成年後見制度について知っていましたか。

(○は1つだけ)

1. 制度名も内容も知らない	45.8%
2. 制度名はきいたことはあるが、内容は知らない	29.3%
3. 制度名も内容も知っている	14.0%
4. 無回答	10.9%

問 24 あなたは、成年後見制度を活用したいと思いますか。(○は1つだけ)

1. すでに活用している	1.6%	3. 思わない	25.1%
2. 今は必要ないが、将来は必要により活用したい	8.0%	4. わからない	45.2%
		5. 無回答	10.1%

福祉サービスなどについて

問 25 現在利用しているサービス及び今後利用したいサービスについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

介護保険制度の利用分は除き、障がい福祉サービスの利用についてののみ、お答えください。

	現在利用しており、今後も利用したい	現在利用しているが、今後利用する予定はない	現在利用していないが、今後は利用したい	現在利用していないし、今後も利用する予定もない	どのようなサービスか知らない・わからない	無回答	
1 訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。	3.3	0.3	18.4	25.8	9.5	42.6
	②重度訪問介護 重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。	1.6	0.4	15.8	25.4	9.1	47.7
	③行動援護 知的な障がいや精神の障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。	1.5	0.2	14.2	24.9	11.0	48.3
	④同行支援 相談者が自立的な行動により、医療機関等との直接対話に基づき、問題を適正に解決するために同席して側面から支援するサービスです。	2.2	0.3	14.6	22.7	12.6	47.6
2 通所系サービス	①生活介護 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。	6.0	0.2	14.6	23.7	8.5	47.0
	②自立訓練（機能訓練・生活訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。	5.1	0.4	15.4	22.4	9.1	47.5

		現在利用しており、今後も利用したい	現在利用しているが、今後利用する予定はない	現在利用していないが、今後は利用したい	現在利用していないし、今後も利用する予定もない	どのようなサービスか知らない・わからない	無回答
2 通所系サービス	③就労移行支援 通常の事業所で働きたい方に、一定の期間就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。	1.7	0.4	11.1	25.8	10.5	50.6
	④就労継続支援 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。	1.8	0.6	10.4	26.0	10.7	50.5
	⑤児童デイサービス 障がい児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うサービスです。	2.0	0.4	4.9	24.8	12.2	55.7
	⑥短期入所（ショートステイ） 在宅の障がい者（児）を介護する方が病気の場合などに、障がい者（児）が施設に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。	2.8	0.2	16.6	21.0	9.8	49.6
3 入所系サービス	①共同生活援助（グループホーム） 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。	2.1	0.3	10.9	24.5	11.7	50.5
	②共同生活介護（ケアホーム） 夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。	1.7	0.3	10.7	25.0	11.3	51.2
	③施設入所支援 主として夜間、施設に入所する障がい者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。	2.6	0.2	11.4	23.3	11.4	51.2

	現在利用しており、今後も利用したい	現在利用しているが、今後利用する予定はない	現在利用していないが、今後は利用したい	現在利用していないし、今後も利用する予定もない	どのようなサービスか知らない・わからない	無回答	
4 地域生活支援事業	①移動支援 屋外での移動に困難がある障がい者（児）に対し、外出のための支援を行うサービスです。	0.5	0.3	12.6	21.7	12.4	52.4
	②地域活動支援センター（デイサービス） 通所により、創作的活動や機能回復訓練を行うほか、障がい者同士の交流の場を提供するサービスです。	5.8	0.7	13.7	20.3	10.7	48.8
	③日中一時支援 日中、障がい者施設などにおいて、障がい者（児）に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練などを行うサービスです。	2.9	0.5	11.7	21.7	11.5	51.7

問 26 障がい福祉サービスなどを利用する上で、困っていることは何ですか。（○は1つだけ）

1. どんないサービスがよくわからない	27.9%
2. サービスの内容に不備がある	1.3%
3. サービスの費用が高い	4.3%
4. 必要な時にすぐに利用できない	5.9%
5. 利用したいサービスが近くにない	3.2%
6. その他	2.6%
7. 特に困っていることはない	30.6%
8. 無回答	24.3%

保健・医療について

問 27 健康面で心配なことはありますか。(主なもの3つまで○)

1. 年々、体が動かなくなること	41.6%
2. 肥満・運動不足なこと	20.8%
3. 食事面や栄養のバランスのこと	15.6%
4. 生活習慣病(高血圧、高脂血症、糖尿病など)のこと	24.7%
5. 精神的な不安のこと	21.6%
6. 眠れないこと	11.7%
7. 体調が悪くても、周りにわかってもらえないこと	13.5%
8. その他	2.3%
9. 特に心配なことはない	18.3%
10. 無回答	10.2%

問 28 あなたの現在の通院状況(リハビリを含む)は次のうち、どれですか。(○は1つだけ)

1. 週に1回以上	14.1%	4. 入院中	3.3%
2. 月に数回	38.3%	5. 医療機関にかかっていない	9.9%
3. 年に数回	26.2%	6. 無回答	8.2%

問 29 医療を受ける上で、困っていることはありますか。(主なもの3つまで○)

1. 通院や入院するときに付き添いをしてくれる人がいない	7.5%
2. 医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない	9.2%
3. 医師・看護師などの指示や説明がよくわからない	8.2%
4. 専門的な治療をしてくれる病院・診療所(医院)が近くにない	18.3%
5. ちょっとした病気やケガのときに受け入れてくれる病院・診療所(医院)が近くにない	4.9%
6. いくつもの病院・診療所(医院)に通わなければならない	9.2%
7. 気軽に往診を頼める病院・診療所(医院)が近くにない	9.9%
8. 医療費の負担が大きい	13.7%
9. その他	2.9%
10. 特に困っていることはない	40.4%
11. 無回答	14.7%

外出や生活環境について

問 30 あなたは、どのくらいの頻度で外出していますか。(通勤、通学、通院などを含みます。)
(○は1つだけ)

1. ほぼ毎日	35.1%	4. 年に数回	6.7%
2. 週に1回以上	26.2%	5. 外出しない	4.9%
3. 月に数回	20.5%	6. 無回答	6.6%

問 31 あなたが外出するときの交通手段は何ですか。(主なもの3つまで○)

1. 徒歩	16.7%	6. バス・電車	4.9%
2. 車いす	8.6%	7. タクシー	5.9%
3. 自転車・オートバイ	14.8%	8. 施設や病院などの送迎車	11.7%
4. 自家用車(本人・家族の運転)	74.8%	9. その他	0.9%
5. 坂東市コミュニティバス(坂東号)	2.4%	10. 無回答	6.1%

問 32 あなたの外出先は主にどちらですか。(主なもの5つまで○)

1. 通勤・通学	17.1%	7. 障がい者団体の会合	3.8%
2. 通院(リハビリを含む)	57.6%	8. 家族や親戚宅の訪問	29.5%
3. 買い物	61.7%	9. 友人宅の訪問	17.3%
4. デイサービス	11.7%	10. その他	5.4%
5. 官公庁や銀行等の申請・手続き	15.2%	11. 無回答	7.6%
6. 趣味・レジャーなど余暇活動	23.1%		

問 33 あなたが外出するときに困っていることは何ですか。(主なもの5つまで○)

1. 歩道・通路の段差・障害物	22.2%	7. 周りの人に手助けを頼みにくい	6.2%
2. バスやタクシーなどの乗り降り	8.3%	8. 周囲の目が気になる	8.6%
3. 駐車場の利用	12.8%	9. 緊急時の対応	13.6%
4. 建物の階段・段差	26.4%	10. その他	2.8%
5. 介助者がいない	3.7%	11. 特に困っていることはない	37.8%
6. トイレの利用	19.0%	13. 無回答	12.9%

問 34 あなたが居住している住宅の改造をお考えですか。(○は1つだけ)

1. 過去5年間の間に改造した(現在改造中)	8.8%
2. 今後改造したい⇒問35へ	8.8%
3. 改造したいが資金がない⇒問35へ	12.6%
4. 借家・借間のために改造できない	3.3%
5. 改造の必要はない	15.3%
6. 特に考えていない	37.0%
7. 無回答	11.7%

※問 34 で「今後改造したい」、「改造したいが資金がない」と答えた方におたずねします。

問 35 あなたが居住している住宅の改造をお考えですか。(○は1つだけ)

1. 玄関	29.9%	6. 階段	12.7%
2. 居室	29.0%	7. 廊下	22.6%
3. 風呂	59.3%	8. その他	11.3%
4. トイレ	48.4%	9. 無回答	3.2%
5. 台所	33.9%		

地域防災について

問 36 災害発生時の避難について、あなたは一人で避難することができますか。(○は1つだけ)

1. 一人で避難できる	36.1%	3. 一人で避難できるかわからない	21.6%
2. 一人で避難できない	35.6%	4. 無回答	6.7%

問 37 万一、災害が起こった際の不安は何ですか。(○はいくつでも可)

1. 災害の状況が伝わってこない 場合の不安	41.4%	4. その他	2.7%
2. 避難する際の不安	48.2%	5. 特にない	11.7%
3. 避難先での不安	45.3%	6. わからない	12.8%
		7. 無回答	7.5%

問 38 あなたが避難で困ることは何ですか。(主なもの3つまで○)

1. 災害時の情報入手が困難	27.2%	7. 家の中を脱出できそうにない	15.2%
2. 連絡の手段がない	11.1%	8. 避難場所での生活が不安	40.9%
3. 緊急時の介助者がいない	9.6%	9. その他	3.1%
4. 介助者が高齢で体が弱っている	7.3%	10. 特に問題はないと思う	15.0%
5. 避難場所がわからない	16.9%	11. わからない	11.9%
6. 避難場所が遠い	6.3%	12. 無回答	10.2%

問 39 災害時に、避難所などで具体的に困ると思われることは何ですか。(主なもの3つまで○)

1. トイレ・浴室のこと	59.3%	6. 補装具や日常生活用具のこと	16.5%
2. プライバシーの保護のこと	27.5%	7. その他	1.9%
3. コミュニケーションのこと	14.9%	8. 特に問題はないと思う	7.3%
4. 介助や介護をしてくれる人のこと	16.4%	9. わからない	7.4%
5. 薬や医療のこと	50.4%	10. 無回答	8.4%

地域防災について

問 40 あなたは、ボランティアによる日常の援助などを受け入れたいと思いますか。
(○は1つだけ)

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 1. 受け入れたい⇒問 41 へ ……15.8% | 3. どちらとも言えない ……52.2% |
| 2. 受け入れたくない ……21.0% | 4. 無回答 ……11.0% |

※問 40 で「受け入れたい」と答えた方におたずねします。

問 41 次のサービスをボランティアが行うとしたら、どれを受け入れたいと思いますか。
(主なもの3つまで○)

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1. 食事の世話 ……30.7% | 7. 代筆・代読 ……5.5% |
| 2. 洗濯・つくろい ……17.2% | 8. 買物 ……25.8% |
| 3. 部屋の掃除、庭の手入れ ……35.6% | 9. 手話通訳・要約筆記・点字筆記 |
| 4. 話相手、相談相手 ……25.2% | ……………3.1% |
| 5. 屋内外の簡単な修理 ……15.3% | 10. その他 ……3.7% |
| 6. 病院などへの送迎・外出介助 57.1% | 11. 無回答 ……3.7% |

問 42 あなたは、「障がい」に対して、広く市民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んできていると思いますか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 進んできている ……9.1% | 5. 後退してきている ……2.6% |
| 2. 多少進んできている ……23.2% | 6. わからない ……23.6% |
| 3. どちらとも言えない ……30.1% | 7. 無回答 ……9.8% |
| 4. 多少後退してきている ……1.6% | |

問 43 「障がい」に対する市民の理解を深めるためには、何が必要と思いますか。
(主なもの3つまで○)

- | |
|--|
| 1. 障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発 ……36.7% |
| 2. 障がいのある人に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援
……………25.2% |
| 3. 障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解の促進 ……23.3% |
| 4. 学校における福祉教育の充実 ……21.9% |
| 5. 障がいに関する講演会や学習会の開催 ……7.1% |
| 6. 障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供 ……21.0% |
| 7. 福祉施設の地域住民への開放や地域住民との交流機会の促進 ……9.4% |
| 8. 障がいのある人の地域活動への参加機会の促進 ……11.8% |
| 9. その他 ……4.1% |
| 10. 無回答 ……22.6% |

問 44 坂東市は障がい者にとって住みやすいまちだと思いますか。(○は1つだけ)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. 住みやすい ……11.7% | 4. 住みにくい ……9.1% |
| 2. まあ住みやすい ……25.8% | 5. どちらともいえない ……35.0% |
| 3. やや住みにくい ……9.8% | 6. 無回答 ……8.6% |

問 45 あなたが、暮らしやすくなるために、特にしてほしいことはどのようなことですか。

(主なもの5つまで○)

1. 障がい者に対する住民の理解促進を図ってほしい	23.5%
2. 障がい者を受け入れる職場の確保を図ってほしい	19.5%
3. 能力に応じた職業訓練の実施をしてほしい	9.8%
4. 経済的援助の充実を図ってほしい	26.5%
5. 人としての権利の保護を図ってほしい	8.3%
6. 医療負担の軽減をしてほしい	25.8%
7. 障がい者を診てくれる医療機関の確保を図ってほしい	16.4%
8. 専門的な医療機関の確保を図ってほしい	18.8%
9. 障がい者に配慮した道路・建物などの整備をしてほしい	14.8%
10. 障がい者に配慮した公営住宅の整備をしてほしい	4.1%
11. 災害時における障害者への配慮をしてほしい	21.7%
12. 障がい児のための専門的な教育の充実を図ってほしい	5.0%
13. 保育園・幼稚園での受け入れをしてほしい	2.0%
14. 障がい児のための学童保育の充実を図ってほしい	3.5%
15. 早期療育・訓練の実施を図ってほしい	2.5%
16. 相談・情報提供の充実を図ってほしい	11.7%
17. 専門的な訓練の充実を図ってほしい	4.1%
18. 入所施設の整備をしてほしい	9.0%
19. 通所施設・作業所等の充実を図ってほしい	5.2%
20. グループホーム・通勤寮等の整備をしてほしい	3.0%
21. 障がい者デイサービスの充実を図ってほしい	9.3%
22. ホームヘルパーの充実を図ってほしい	4.8%
23. 緊急一時保護の充実を図ってほしい	6.4%
24. スポーツ・レクリエーションの充実を図ってほしい	5.2%
25. 文化・芸術活動の充実を図ってほしい	2.7%
26. ボランティア活動の促進を図ってほしい	3.5%
27. 手話通訳者・要約筆記者の確保をしてほしい	1.7%
28. その他	2.8%
29. 特別にない	13.3%
30. 無回答	11.1%

5. 結果の概要

○性別・年齢・ご家族などについて（問 1～問 8）

～支援者自身の健康、緊急時の対応、経済的な負担などに不安～

【身体障害のある方】

主な支援者は、「配偶者（夫または妻）」が 4 割弱となっており、支援者が感じていることは、「支援者自身の健康に不安がある」、「緊急時の対応に不安がある」、「経済的な負担が大きい」がそれぞれ 2 割強となっています。

【知的障害のある方】

主な支援者は、「父母、祖父母、兄弟、姉妹」が 6 割強となっており、支援者が感じていることは、「緊急時の対応に不安がある」が 3 割強、「支援者自身の健康に不安がある」が 3 割弱、「代わりに支援を頼める人がいない」、「精神的な不安がある」、「支援者が高齢であることに不安がある」がそれぞれ 2 割強となっています。

【精神障害のある方】

主な支援者は、「父母、祖父母、兄弟、姉妹」が 3 割強、ついで「配偶者（夫または妻）」が 3 割弱となっており、支援者が感じていることは、「支援者自身の健康に不安がある」、「精神的な不安が大きい」が 3 割強、「経済的な負担が大きい」がそれぞれ 3 割弱となっています。

○障害の状況について（問 9～問 14）

～介助・介護が必要な時は外出や暮らしの手続き、家事、緊急時の避難など～

【身体障害のある方】

必要な支援内容について、「常に介助・介護が必要」または「時々介助・介護が必要」との回答は、『外出するとき（通院や買い物など）』が 3 割弱、『料理・清掃・洗濯をするとき』、『日常の暮らしに必要な事務手続きなど』、『緊急時に避難・連絡したいとき』、『戸締りや火の始末など身の安全保持』が 2 割強となっています。

【知的障害のある方】

必要な支援内容について、「常に介助・介護が必要」または「時々介助・介護が必要」との回答は、『日常の暮らしに必要な事務手続きなど』、『生活費などお金の管理』、『緊急時に避難・連絡したいとき』が 6 割弱、『戸締りや火の始末など身の安全保持』が 5 割強となっています。

【精神障害のある方】

必要な支援内容について、「常に介助・介護が必要」または「時々介助・介護が必要」との回答は、『日常の暮らしに必要な事務手続きなど』が 3 割弱、『外出するとき（通院や買い物など）』、『緊急時に避難・連絡したいとき』、『料理・清掃・洗濯をするとき』、『生活費などお金の管理』が 2 割強となっています。

○住まいや暮らしについて（問 15～問 18）

～家族と一緒に暮らしたいという意向～

【身体障害のある方】

現在の暮らし方について、「家族と一緒に暮らしている」が 8 割強、「一人で暮らしている」が 1 割弱となっています。今後、希望される暮らし方について、「今のままで良い」が 7 割弱、「夫婦で暮らしたい」が 1 割強で、福祉施設やグループホームなどの意向は 1 割以下となっています。

【知的障害のある方】

現在の暮らし方について、「家族と一緒に暮らしている」が 8 割弱、「福祉施設で暮らしている」が 1 割強となっています。今後、希望される暮らし方について、「今のままで良い」が 5 割弱、「親と暮らしたい」、「福祉施設で暮らしたい」、「グループホーム、ケアホームで暮らしたい」が 1 割強となっており、福祉施設やグループホームなどの意向が 2 割を越えています。

【精神障害のある方】

現在の暮らし方について、「家族と一緒に暮らしている」が 7 割強、「一人で暮らしている」が 1 割強となっています。今後、希望される暮らし方について、「今のままで良い」が 6 割弱、「夫婦で暮らしたい」が 1 割強で、福祉施設やグループホームなどの意向は 1 割以下となっています。

○相談・情報提供について（問 19～問 22）

～悩み・相談したいことは、生活費、外出、親なきあとのこと～
～相談相手は、家族・親戚、病院・診療所、友人・知人～

【身体障害のある方】

悩みと相談したいことは、「生活費が足りないこと」が 2 割強、「外出しにくいこと」が 2 割弱となっています。相談する相手は、「家族・親戚」が 8 割弱、「病院・診療所（医院）」、「友人・知人」が 2 割弱となっています。

【知的障害のある方】

悩みと相談したいことは、「親なきあとのこと」が半数近い 4 割強を占めています。相談する相手は、「家族・親戚」が 7 割強、「福祉施設や作業所」が 2 割強となっています。

【精神障害のある方】

悩みと相談したいことは、「生活費が足りないこと」が 3 割強、「親なきあとのこと」が 2 割強となっています。相談する相手は、「家族・親戚」が 7 割強、「病院・診療所（医院）」が 3 割強、「友人・知人」が 2 割弱となっています。

○権利擁護について（問 23～問 24）

～成年後見制度の認知度は低く、活用意向も少ない～

【身体障害のある方】

成年後見制度の認知度について、「制度名も内容も知らない」が 4 割強、「制度名はきいたことはあるが、内容は知らない」が 3 割強となっています。成年後見制度の今後の活用意向について、「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」が 2 割弱となっています。

【知的障害のある方】

成年後見制度の認知度について、「制度名も内容も知らない」が 6 割強、「制度名はきいたことはあるが、内容は知らない」が 2 割強となっています。成年後見制度の今後の活用意向について、「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」が 3 割強となっています。

【精神障害のある方】

成年後見制度の認知度について、「制度名も内容も知らない」が 5 割強、「制度名はきいたことはあるが、内容は知らない」が 2 割強となっています。成年後見制度の今後の活用意向について、「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」が 3 割弱となっています。

○障害福祉サービスについて（問 25～問 26）

～利用したいサービスは、居宅介護（ホームヘルプ）、自立支援（機能訓練・生活訓練）、生活介護、地域活動支援センター（デイサービス）～

【身体障害のある方】

利用したい障害福祉サービスについて、「現在利用しており、今後も利用したい」または「現在利用していないが、今後は利用したい」との回答は、『居宅介護（ホームヘルプ）』、『生活介護』が 2 割強、『自立訓練（機能訓練・生活訓練）』、『重度訪問介護』、『短期入所（ショートステイ）』が 2 割弱となっています。

【知的障害のある方】

利用したい障害福祉サービスについて、「現在利用しており、今後も利用したい」または「現在利用していないが、今後は利用したい」との回答は、『短期入所（ショートステイ）』、『日中一時支援』が 3 割強、『就労継続支援』、『自立訓練（機能訓練・生活訓練）』、『就労移行支援』、『地域活動支援センター（デイサービス）』、『施設入所支援』が 3 割弱となっています。

【精神障害のある方】

利用したい障害福祉サービスについて、「現在利用しており、今後も利用したい」または「現在利用していないが、今後は利用したい」との回答は、『地域活動支援センター（デイサービス）』が 3 割弱、『同行支援』、『自立訓練（機能訓練・生活訓練）』、『居宅介護（ホームヘルプ）』、『行動援護』、『生活介護』が 2 割強となっています。

○保健・医療について（問 27～問 29）

～健康面での心配は年々、体が動かなくなること～

【身体障害のある方】

健康面での心配について、「年々、体が動かなくなること」が 5 割弱、「生活習慣病（高血圧、高脂血症、糖尿病など）のこと」が 3 割弱となっています。また、通院の頻度について、「月に数回」が 4 割弱、「年に数回」が 3 割弱となっています。医療を受ける上で困っていることについて、「特に困っていることはない」が 4 割強、「専門的な治療をしてくれる病院・診療所（医院）が近くにない」が 2 割弱となっています。

【知的障害のある方】

健康面での心配について、「肥満・運動不足なこと」が 3 割弱、「食事面や栄養のバランスのこと」、「精神的な不安のこと」が 2 割強となっています。また、通院の頻度について、「年に数回」、「月に数回」が 3 割強となっています。医療を受ける上で困っていることについて、「特に困っていることはない」が 3 割強、「医師・看護師などに病気の症状を正しく伝えられない」が 2 割強となっています。

【精神障害のある方】

健康面での心配について、「精神的な不安のこと」が 4 割強、「年々、体が動かなくなること」が 4 割弱、「肥満・運動不足なこと」が 3 割強となっています。また、通院の頻度について、「月に数回」が 5 割強、「週に 1 回以上」が 2 割強となっています。医療を受ける上で困っていることについて、「特に困っていることはない」が 3 割強、「医療費の負担が大きい」が 2 割強、「専門的な治療をしてくれる病院・診療所（医院）が近くにない」が 2 割弱となっています。

○外出や生活環境について（問 30～問 35）

～約 6 割の人が週 1 回以上外出し、外出の際の困りごとは障害種別により異なっています～

【身体障害のある方】

外出の頻度について、『週 1 回以上（「ほぼ毎日」及び「週 1 回以上」）』は 6 割弱となっています。外出の際の困りごとについて、「建物の階段・段差」、「歩道・通路の段差・障害物」が 3 割弱、「トイレの利用」が 2 割強となっています。

【知的障害のある方】

外出の頻度について、『週 1 回以上（「ほぼ毎日」及び「週 1 回以上」）』は 7 割弱となっています。外出の際の困りごとについて、「緊急時の対応」が 2 割強、「トイレの利用」が 2 割弱となっています。

【精神障害のある方】

外出の頻度について、『週 1 回以上（「ほぼ毎日」及び「週 1 回以上」）』は 6 割弱となっています。外出の際の困りごとについて、「周囲の目が気になる」、

「建物の階段・段差」、「歩道・通路の段差・障害物」が2割強、「トイレの利用」、「緊急時の対応」、「周りの人に手助けを頼みにくい」が2割弱となっています。

○地域防災について（問 36～問 39）

～災害時には、避難する際の不安や避難先での不安～
～避難所での不安は、トイレ・浴室や薬・医療のこと～

【身体障害のある方】

災害時の不安について、「避難する際の不安」が5割弱、「避難先での不安」、「災害の状況が伝わってこない場合の不安」が4割強となっています。また、避難所での不安について、「トイレ・浴室のこと」が6割強、「薬や医療のこと」が5割強、「プライバシーの保護のこと」が3割弱となっています。

【知的障害のある方】

災害時の不安について、「避難先での不安」が5割、「避難する際の不安」が5割弱、「災害の状況が伝わってこない場合の不安」が4割弱となっています。また、避難所での不安について、「トイレ・浴室のこと」が5割弱、「薬や医療のこと」、「コミュニケーションのこと」が4割弱、「プライバシーの保護のこと」が3割弱となっています。

【精神障害のある方】

災害時の不安について、「避難する際の不安」が5割強、「避難先での不安」、「災害の状況が伝わってこない場合の不安」が4割強となっています。また、避難所での不安について、「トイレ・浴室のこと」、「薬や医療のこと」が6割弱、「プライバシーの保護のこと」が4割弱となっています。

○地域福祉や障害への理解について（問 40～問 45）

～望まれる福祉施策は、経済的援助、医療負担の軽減や住民の理解～

【身体障害のある方】

特に望まれる福祉施策について、「医療負担の軽減をしてほしい」、「経済的援助の充実を図ってほしい」が3割弱、「障害者に対する住民の理解促進を図ってほしい」、「災害時における障害者への配慮をしてほしい」、「専門的な医療機関の確保を図ってほしい」が2割強となっています。

【知的障害のある方】

特に望まれる福祉施策について、「障害者を受け入れる職場の確保を図ってほしい」が3割強、「能力に応じた職業訓練の実施をしてほしい」、「経済的援助の充実を図ってほしい」、「障害者に対する住民の理解促進を図ってほしい」、「障害者を診てくれる医療機関の確保を図ってほしい」、「災害時における障害者への配慮をしてほしい」が2割強となっています。

【精神障害のある方】

特に望まれる福祉施策について、「障害者に対する住民の理解促進を図ってほしい」が4割弱、「経済的援助の充実を図ってほしい」、「医療負担の軽減をしてほしい」が3割強、「障害者を受け入れる職場の確保を図ってほしい」が3割弱、「災害時における障害者への配慮をしてほしい」が2割強となっています。